

阪神高速道路(株)における 工事の入札・契約方式 (概要)

2024年4月



阪神高速道路株式会社

目次

【阪神高速の工事の入札・契約方式(概要)】

【I. 総合評価落札方式】

- I-1. 入札・契約に関する関係法令等
- I-2. 阪神高速の総合評価落札方式の概要
- I-3. 工事の公告～契約までの流れ
- I-4. 総合評価落札方式の型・タイプ
- I-5. 総合評価落札方式の評価方法
- I-6. 契約後の流れ

【II. 技術提案・交渉方式】

- II-1. 入札・契約に関する関係法令等
- II-2. 阪神高速の技術提案・交渉方式の概要
- II-3. 工事の公示～契約までの流れ

【III. 補足資料】

- III-1. 入札・契約方式等
- III-2. 技術評価項目等

目次

【阪神高速の工事の入札・契約方式(概要)】

【I. 総合評価落札方式】

- I-1. 入札・契約に関する関係法令等
- I-2. 阪神高速の総合評価落札方式の概要
- I-3. 工事の公告～契約までの流れ
- I-4. 総合評価落札方式の型・タイプ
- I-5. 総合評価落札方式の評価方法
- I-6. 契約後の流れ

【II. 技術提案・交渉方式】

- II-1. 入札・契約に関する関係法令等
- II-2. 阪神高速の技術提案・交渉方式の概要
- II-3. 工事の公示～契約までの流れ

【III. 補足資料】

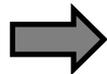
- III-1. 入札・契約方式等
- III-2. 技術評価項目等

阪神高速の工事の入札・契約方式(概要)

概要

阪神高速道路(株)では、下記の入札・契約方式を基本に工事調達を実施

契約予定者
の選定



価格評価
+
技術評価

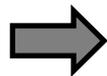
一般競争入札



総合評価落札方式

<平成19年度より全面導入>

- 競争性を高めるため、平成19年度より、一般競争入札の対象金額を250万円超に拡大
- 一般競争入札の工事については、すべて総合評価落札方式を適用することとし、一般競争入札・総合評価落札方式を全面的に導入。



技術評価

一般競争入札



技術提案・交渉方式

<平成27年度より導入>

- 競争参加者の積極的かつ高度または優れた工夫を含む技術提案で最適案を選定するための入札契約方式
- 標準案を策定し、技術+価格の総合評価による工事契約を行うことが困難な工事に適用
 - 発注者が最適な仕様を確定できない工事
 - 仕様的前提となる条件の確定が困難な工事 など

阪神高速の工事の入札・契約方式(概要)

入札・契約方式(一覧)

阪神高速道路(株)では、各工事特性等を考慮の上、工事毎に下記の各入札・契約方式を組み合わせて併用し、工事調達を実施

競争方式	契約方式	評価方式	選定方式	契約額方式(1)	契約額方式(2)	支払方式
一般競争入札	設計・施工分離(施工のみ)	総合評価(価格+技術)	通常選定	契約制限	価格協議	総価
指名競争入札	詳細設計付き	価格評価	段階選抜	契約目安	見積書審査	単価
随意契約	設計・施工一括	技術評価(技術提案・交渉)	集約契約(フレームワーク)		契約時VE	
	技術協力・施工(ECI)		一括審査		契約後VE	
	段階契約					
	包括契約					
	技術開発・工事調達					

★上記以外に入札不成立・不調(不落)時に実施する方式等も別途あり。[例:不落随意契約、価格交渉方式、指名併用型一般競争入札方式]

阪神高速の工事の入札・契約方式(概要)

その他の入札・契約方式等(一覧)

前頁の入札・契約方式に加え、下記施策を導入し、受発注者間の業務改革等への取り組みを実施

入札・契約方式関連

週休2日化促進工事

- ・発注者指定方式
- ・技術者交替方式

余裕期間制度

- ・発注者指定方式
- ・任意着手方式
- ・フレックス方式

CCUS活用促進工事

- ・発注者指定方式
- ・受注者希望方式

監理技術者の専任・交代 緩和施策

ワンデーレスポンス

工事版ウィークリースタンス

高難度指定工事

工事一時中止ガイドライン

設計変更ガイドライン (条件明示含む)

設計・施工連絡会議 (三者会議)

CIM試行対象工事

コンソーシアム方式

発注時設計者協力方式

技術評価項目の改善

- ・技術者経験年数における休業期間等への配慮
- ・ISOの認定取得、労働安全衛生マネジメントシステム認定取得、カーボンニュートラルに関する取組実績、WLB関係認証取得、週休2日工事の認定実績
- ・担い手確保施策(若手技術者配置に対する評価、経験の少ない技術者に代えて専任補助者を対象とした評価)
- ・海外施工実績の評価 など

入札・契約手続関連

- 入札公告・説明書等のオンライン配布
- 競争参加申請手続等(申請・内訳書提出・質問等)のオンライン手続化
- 競争参加資格申請書作成様式のデータ配布(様式中で自己採点も可)
- 金額を記載しない設計書のデータ配布
- 設計図書等への工程表又は工程情報の添付
- Hi-TeLus(ハイテラス:阪神高速・工事情報等共有システム)による受発注者間の情報共有及び書類電子化等の導入
- 技術評価結果に関するヒアリング機会の創設
- 工事発注見直しにおける各種情報の明示
- 特定JV規程の改定
 - [構成員数] = 原則2者又は3者、50億円以下最大5者、50億円を超える最大10者(※上記工事規模に加え、工事特性等を考慮し工事毎に決定)
 - [出資比率] = 構成員数の均等割の10分の6以上

目次

【阪神高速の工事の入札・契約方式(概要)】

【I. 総合評価落札方式】

I-1. 入札・契約に関する関係法令等

I-2. 阪神高速の総合評価落札方式の概要

I-3. 工事の公告～契約までの流れ

I-4. 総合評価落札方式の型・タイプ

I-5. 総合評価落札方式の評価方法

I-6. 契約後の流れ

【II. 技術提案・交渉方式】

II-1. 入札・契約に関する関係法令等

II-2. 阪神高速の技術提案・交渉方式の概要

II-3. 工事の公示～契約までの流れ

【III. 補足資料】

III-1. 入札・契約方式等

III-2. 技術評価項目等

I-1. 入札・契約に関する関係法令等

背景・目的

■公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(平成12年11月27日施行、平成21年6月10日改正、平成26年6月4日改正、令和元年6月12日改正)

□入札及び契約の透明性確保、公正な競争、適正な施工の措置等の適正化

■公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する基本方針

(平成13年3月9日閣議決定、平成26年9月30日改正、令和元年10月18日)

□入札及び契約の適正化を図るために必要な措置

＜入札及び契約の公正な競争の促進、総合評価落札方式の適切な活用等＞

■公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成17年4月1日施行、平成26年6月4日改正、令和元年6月14日改正)

□価格及び品質等の多様な要素を考慮し、総合的に優れた内容の契約による品質確保

□民間事業者の能力の適切な評価、並びに技術提案及び創意工夫の活用

■公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

(平成17年8月26日閣議決定、平成26年9月30日改正、令和元年10月18日)

□技術的能力の審査の実施＜企業・技術者の資格審査、経験の技術審査等＞

□多様な入札及び契約の方法＜企業の積極的な技術提案の引き出し、技術提案等による評価等＞

価格、品質及び技術力が総合的に優れた内容の契約により品質確保を図る



総合評価落札方式を導入

目次

【阪神高速の工事の入札・契約方式(概要)】

【I. 総合評価落札方式】

I-1. 入札・契約に関する関係法令等

I-2. 阪神高速の総合評価落札方式の概要

I-3. 工事の公告～契約までの流れ

I-4. 総合評価落札方式の型・タイプ

I-5. 総合評価落札方式の評価方法

I-6. 契約後の流れ

【II. 技術提案・交渉方式】

II-1. 入札・契約に関する関係法令等

II-2. 阪神高速の技術提案・交渉方式の概要

II-3. 工事の公示～契約までの流れ

【III. 補足資料】

III-1. 入札・契約方式等

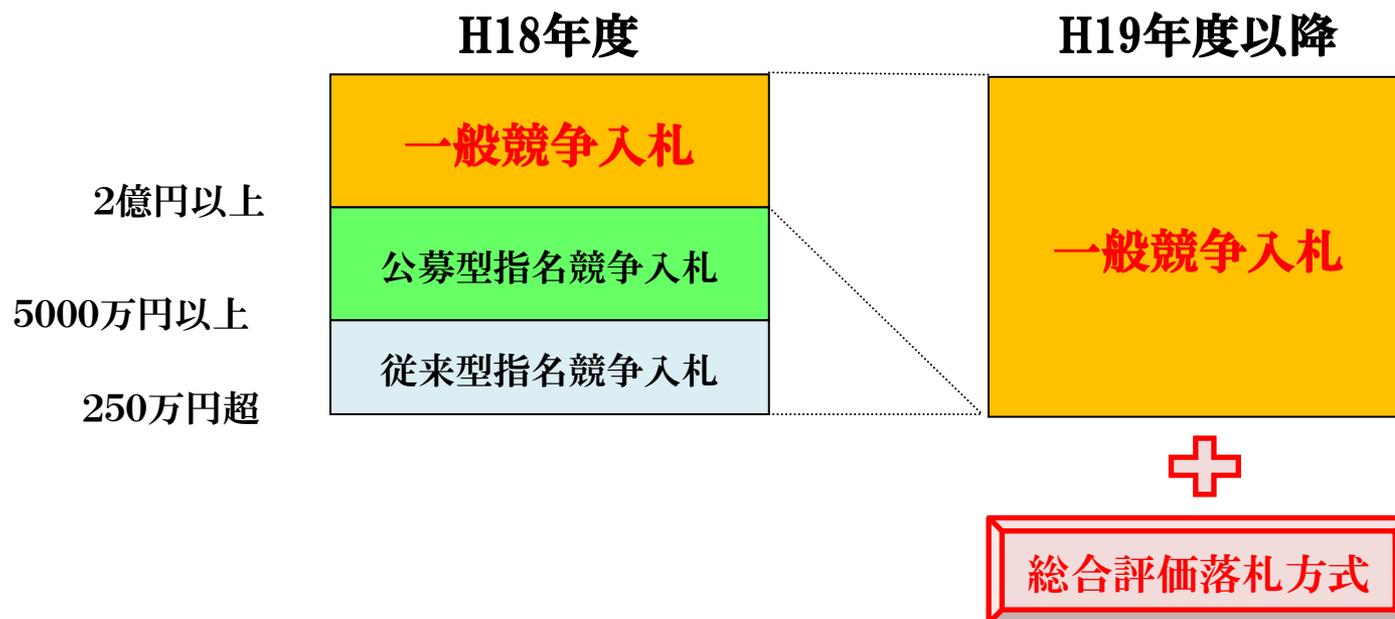
III-2. 技術評価項目等

I-2. 阪神高速の総合評価落札方式の概要

概要

■平成19年度より、一般競争入札・総合評価落札方式の全面導入

- 競争性を高めるため、H19年度より一般競争入札の対象金額を250万円超に拡大。
- 一般競争入札の工事については、原則、総合評価落札方式を適用することとし、一般競争入札・総合評価落札方式を全面的に導入。



目次

【阪神高速の工事の入札・契約方式(概要)】

【I. 総合評価落札方式】

- I-1. 入札・契約に関する関係法令等
- I-2. 阪神高速の総合評価落札方式の概要
- I-3. 工事の公告～契約までの流れ**
- I-4. 総合評価落札方式の型・タイプ
- I-5. 総合評価落札方式の評価方法
- I-6. 契約後の流れ

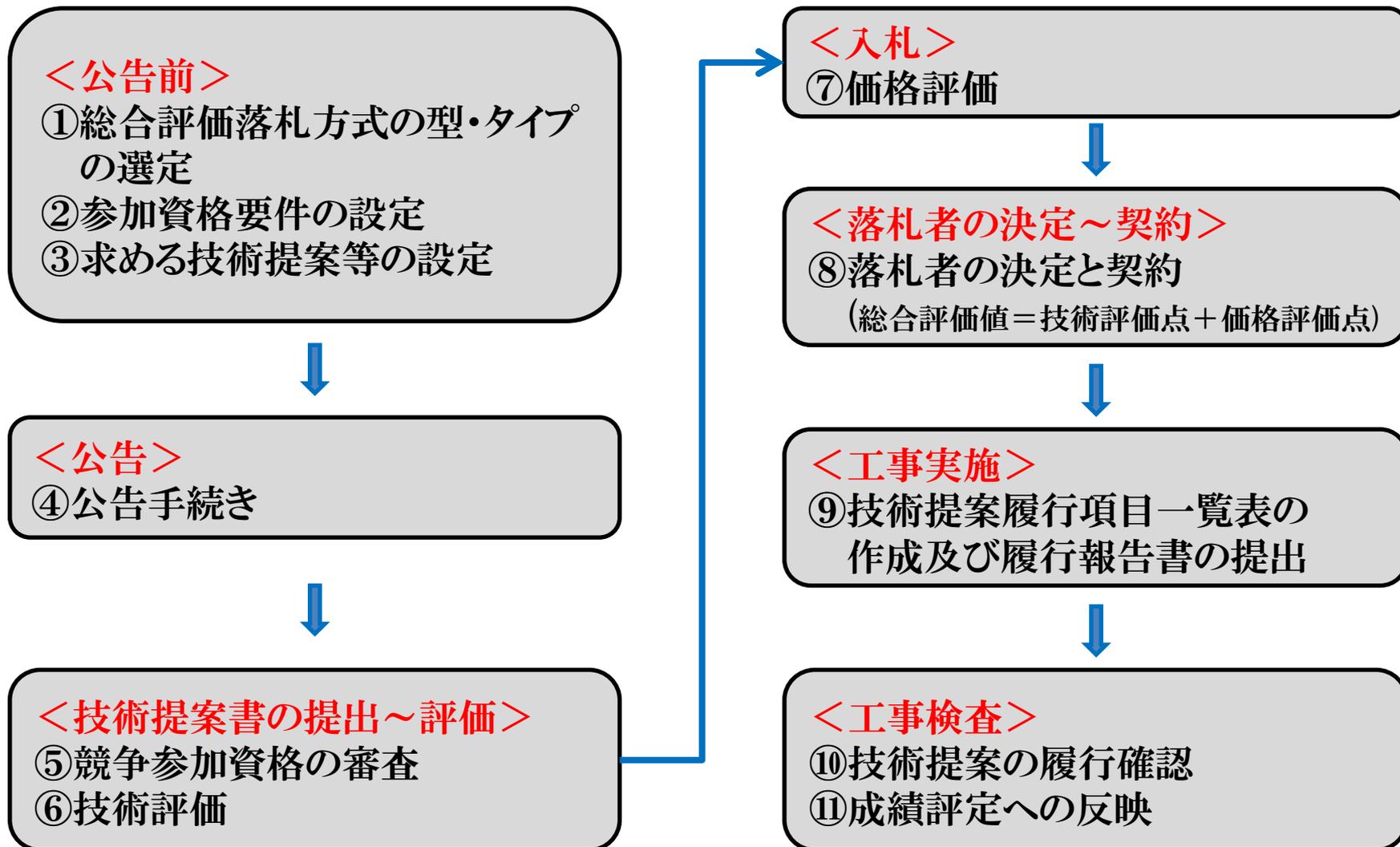
【II. 技術提案・交渉方式】

- II-1. 入札・契約に関する関係法令等
- II-2. 阪神高速の技術提案・交渉方式の概要
- II-3. 工事の公示～契約までの流れ

【III. 補足資料】

- III-1. 入札・契約方式等
- III-2. 技術評価項目等

I-3. 工事の公告～契約までの流れ



★評価に関する公正性・透明性確保の観点から、
工事内容に応じて学識経験者の意見を求める
【総合評価審査委員会の設置・審議】

目次

【阪神高速の工事の入札・契約方式(概要)】

【I. 総合評価落札方式】

- I-1. 入札・契約に関する関係法令等
- I-2. 阪神高速の総合評価落札方式の概要
- I-3. 工事の公告～契約までの流れ
- I-4. 総合評価落札方式の型・タイプ
- I-5. 総合評価落札方式の評価方法
- I-6. 契約後の流れ

【II. 技術提案・交渉方式】

- II-1. 入札・契約に関する関係法令等
- II-2. 阪神高速の技術提案・交渉方式の概要
- II-3. 工事の公示～契約までの流れ

【III. 補足資料】

- III-1. 入札・契約方式等
- III-2. 技術評価項目等

I-4. 総合評価落札方式の型・タイプ

型とタイプの組み合わせ

阪神高速道路では、工事における総合評価落札方式において、下記の「型」および「タイプ」を組み合わせで試行実施。

＜導入の目的＞

- ▶ 品質確保のための最低限必要な施工能力・技術力を最低限必要な手続で審査することで発注(契約)手続の効率化を図る。
- ▶ 技術力重視(標準型以上)と施工能力重視(簡易型以下)の工事を明確にすることで、競争参加者の棲み分けが可能となる。
- ▶ 施工能力確認型とチャレンジタイプなどを工事特性に合わせて採用することにより、入札参加者数の増加を期待する。

	標準型	簡易型	特別簡易型	施工能力確認型
通常タイプ	○	○	○	○
工場製作タイプ	○	○	○	○
チャレンジタイプ	○	○	○	—
建築タイプ	○	○	○	○

○：適用可能 —：適用不可

上記以外に標準型(WTO対象)、高度技術提案型(WTO対象)の設定あり

I-4. 総合評価落札方式の型・タイプ

型

型	求める提案内容	適用工事の特性等	標準配点
高度技術提案型	主に標準案と異なる 技術提案 を広く求める	標準案以外において、技術的工夫の余地が大きい工事(設計施工一括工事等含む)	60点
標準型	主に標準案と異なる 技術提案 と標準案に係る 技術的所見 (施工計画等)を求める	標準案以外において、技術的工夫の余地がある技術提案および標準案における技術的所見を求め、民間技術力の活用を期待する工事	40点
簡易型	主に標準案に係る 技術的所見 を求める	標準案を施工する工事において、施工計画、施工上の留意点等の技術的所見を求め、適正な施工を確保する必要がある工事	15点
特別簡易型	主に標準案に係る簡易な 技術的所見 を求める	簡易型に該当する工事のうち、特に工事難易度が低い工事	5点
施工能力確認型	技術提案を求めない (企業や配置予定技術者の施工実績のみで評価)	同時期に多数の同工種工事を発注する際に、当該工事が技術的工夫の余地が少なく、施工実績等で施工能力が確認できる工事	4.5点 (施工実績点)

I-4. 総合評価落札方式の型・タイプ

タイプ

凡例 ○=加点評価対象 ×=加点評価対象外(参加資格要件のみ評価)

タイプ	概要	適用工事の特性等	標準配点
通常タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 企業の取組み・施工能力と配置予定技術者の能力を求め評価を行う ○ 企業の取組み・施工能力 ○ 配置予定技術者の能力 	全工事 (※WTO対象工事を除く)	20点
工場製作タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 企業の取組み等の項目において『配置予定技術者の能力』の評価は実施しない 施工現場に専任する『配置予定技術者の資格要件』は指定するが、個人名は求めない 申請時に誓約書を提出し、施工現場で専任が必要となる期間は資格要件を満たし事前に承諾を得た監理技術者等を配置する。 ○ 企業の取組み・施工能力 × 配置予定技術者の能力 	工場製作を含み現場作業が工期後半に集中する施設工事に適用 (※工場製作期間中においても監理技術者等(兼任可)の配置は必要)	13点
チャレンジタイプ	<ul style="list-style-type: none"> 企業の取組み等の項目を評価せず、『技術提案・技術的所見』のみで評価 当該評価のみで技術点が決定するため、技術力のあるものが参加・競争(チャレンジ)できる環境 加えて、受注実績の少ない企業も含め、より多くの企業参入を促しつつ、価格と技術力に優れた者を選定し、公共工事の品質確保・向上を図る × 企業の取組み・施工能力 × 配置予定技術者の能力 	比較的高い技術力を求める工事を対象に試行 (※施工能力確認型には適用しない)	—
建築タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 企業の取組み等の項目において、官公庁発注実績だけでなく民間実績も加点対象とする ○ 企業の取組み・施工能力【官公庁だけでなく民間実績も対象】 ○ 配置予定技術者の能力 	建築工事に適用	20点

I-4. 総合評価落札方式の型・タイプ

選定の基本的な考え方

1

- ・ 工事内容・難易度・特性により型選定することを基本

2

- ・ 工事の特性を考慮してタイプを選定

3

- ・ 工事金額もある程度工事の難易度を表す指標と考え、各タイプの目安金額を設定するが、あくまでも第1, 2を基本として選定する中での目安として取り扱う

目次

【阪神高速の工事の入札・契約方式(概要)】

【I. 総合評価落札方式】

- I-1. 入札・契約に関する関係法令等
- I-2. 阪神高速の総合評価落札方式の概要
- I-3. 工事の公告～契約までの流れ
- I-4. 総合評価落札方式の型・タイプ
- I-5. 総合評価落札方式の評価方法**
- I-6. 契約後の流れ

【II. 技術提案・交渉方式】

- II-1. 入札・契約に関する関係法令等
- II-2. 阪神高速の技術提案・交渉方式の概要
- II-3. 工事の公示～契約までの流れ

【III. 補足資料】

- III-1. 入札・契約方式等
- III-2. 技術評価項目等

I-5. 総合評価落札方式の評価方法

阪神高速の評価方式

阪神高速では、評価方式に加算方式を適用し実施

■加算方式

$$\text{総合評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

→ 技術力に対する評価に、価格に対する評価を加味する指標。

- **技術評価点**: 技術提案書及び企業の取組み等により算出される評価点
- **価格評価点**: 入札価格を一定のルールに沿って点数化した評価点

★詳細は次頁以降に記載

I-5. 総合評価落札方式の評価方法

技術評価点と価格評価点

■加算方式【阪神高速で適用】

総合評価値 = 技術評価点 + 価格評価点

(A)【技術評価点】

①技術提案書・技術的所見の評価

- 施工等に関する事項
- 共通的事項(品質、出来形、安全管理等)
- コスト縮減等

②企業・配置予定技術者の評価

- 企業の取組み・施工能力
- 配置予定技術者の能力

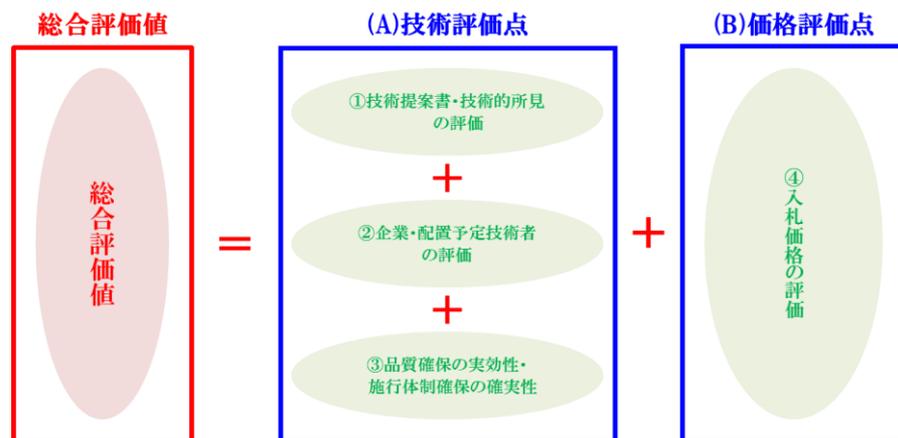
③品質確保の実効性・施工体制確保の確実性

- 入札価格に基づく評価点

(B)【価格評価点】

④入札価格の評価

- 入札価格に基づく評価点



I-5. 総合評価落札方式の評価方法

技術評価点の標準設定

各型における技術評価点の標準設定

対象	型	技術評価点		
		技術提案・所見	企業・技術者	品質確保体制
WTO	高度技術提案型	標準 60点	3点 ^{※1}	30点
	標準型	標準 40点 (コスト縮減提案 2~10点)	20点 (13点 ^{※2})	
WTO 対象外	簡易型	標準 15点 (コスト縮減提案 2~10点)		
	特別簡易型	標準 5点 (コスト縮減提案 2~10点)		
	施工能力確認型	—	24.5点 ^{※3}	

※1 段階選抜方式を実施する場合に適用

※2 工場製作タイプは企業評価のみのため、13点

※3 企業の過去2年度の施工実績(4.5点)を含む

I-5. 総合評価落札方式の評価方法

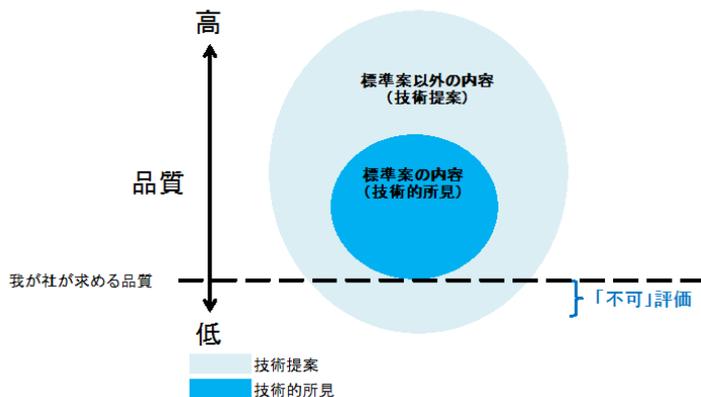
技術提案書の評価基準(例:簡易型通常タイプ)

■ 社内評価員(複数名)による技術提案書の評価

■ 評価に関する公正性・透明性確保の観点から、工事内容に応じて学識経験者の意見を求める

評価指標 (技術提案項目)		評価基準	技術評価点	
1) 施工等に関する技術提案		現地条件や工事の特徴を踏まえた技術的所見が記載されており、さらに、具体的な数値根拠や検討成果等が示され、所見の信頼性・確実性が高いかどうか等を考慮し、工事毎に定める。	○点	評価方法及び評価点は、各評価員の評価(5段階)の平均値から下記に示す5段階評価を標準とする。 優 : 満点 良上 : 満点×7/10 良 : 満点×5/10 良下 : 満点×3/10 可 : 満点×1/10
共通的事項	2) 環境の維持 3) 施工時における作業員及び第三者に対する安全対策		○点	
4) 実現可能なコスト削減提案(コスト削減に寄与する技術提案)		現地条件や工事の特徴を踏まえた実績又は知見等に基づく提案で、新技術・新工法の採用や優位性のある提案・工夫等によるコスト削減提案内容となっているか等を考慮し、工事毎に定める。	○点	優 : 満点 良上 : 満点×7/10 良 : 満点×5/10 良下 : 満点×3/10 可 : 満点×1/10 不可 : 0点

＜技術提案と技術的所見＞



★品質が高くと過度なコスト負担を要する技術提案も評価の対象外「不可」となります。

I-5. 総合評価落札方式の評価方法

企業・配置予定技術者の評価基準(例:簡易型通常タイプ)

■ 企業の取組み等(企業の取組み、企業の施工能力、配置予定技術者の能力)の評価

評価指標<企業評価>			技術 評価点
企業の取組	ISO9001及びISO14001の認証取得の有無	1点	13点
	労働安全衛生マネジメントシステム等の認定取得の有無	1点	
	カーボンニュートラルに関する取組実績	1点	
	WLB(ワークライフバランス)関係認定取得の有無	1点	
	週休2日化認定工事实績(※)	1点	
企業の施工能力	阪神高速又は他の機関における同種・類似の施工実績	3点	減点
	施工実績として挙げた工事の工事成績評定点	2点	
	阪神高速の工事における過去2年度の表彰等	2点	
	他の機関の工事における過去2年度の表彰等	1点	
阪神高速における過去2年度及び当該年度における不正行為等			
評価指標<技術者評価>			技術 評価点
配置予定技術者の能力	阪神高速又は他の機関における同種・類似の工事経験	3点	7点
	工事経験として挙げた工事の工事成績評定点	2点	
	配置予定技術者の保有資格	1点	
	担当技術者(35歳以下)の専任配置	1点	

※ 2024年4月1日以降の公告工事の実績に関しては加点無し

I-5. 総合評価落札方式の評価方法

品質確保体制評価点

① 契約制限価格～調査基準価格

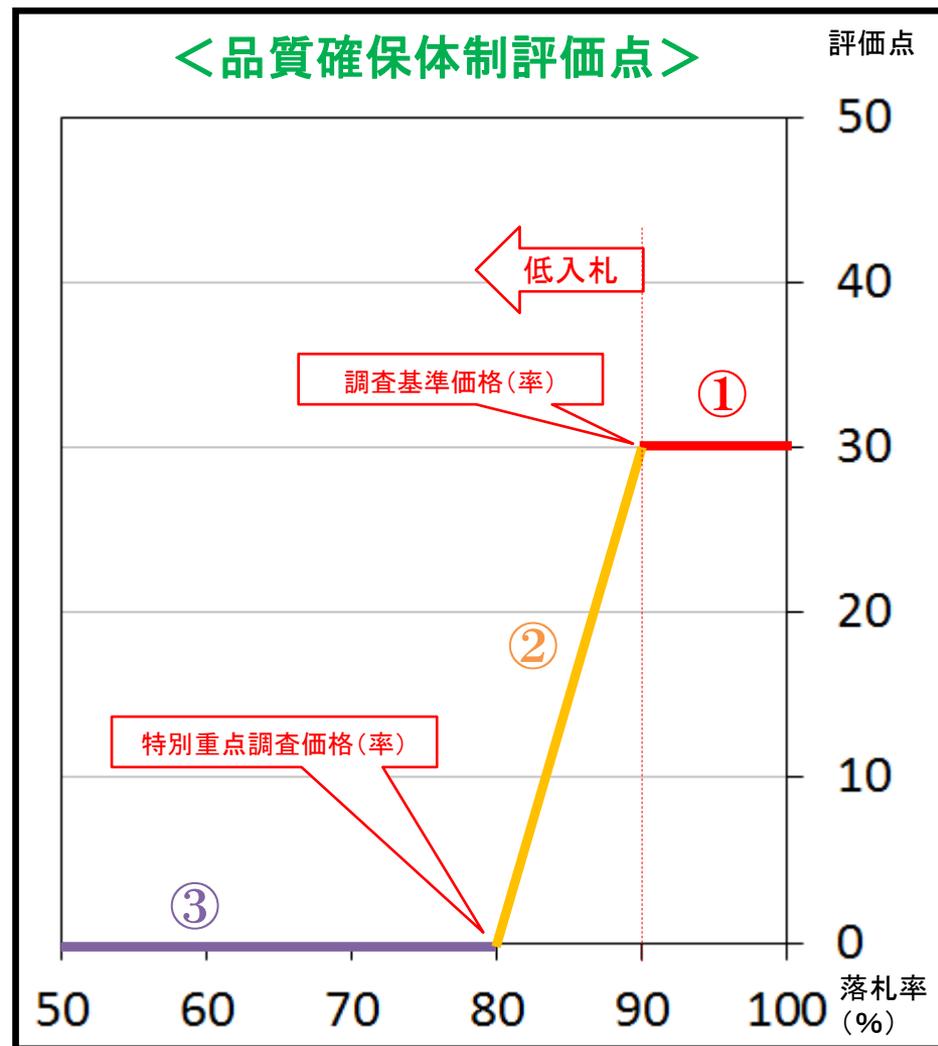
【一定の点数を付加】

② 調査基準価格～特別重点調査価格

【直線的に減点】

③ 特別重点調査価格以下

【0点】



※調査基準価格(率)=90%、特別重点調査価格(率)=80%の例

I-5. 総合評価落札方式の評価方法

価格評価点

① 契約制限価格～調査基準価格

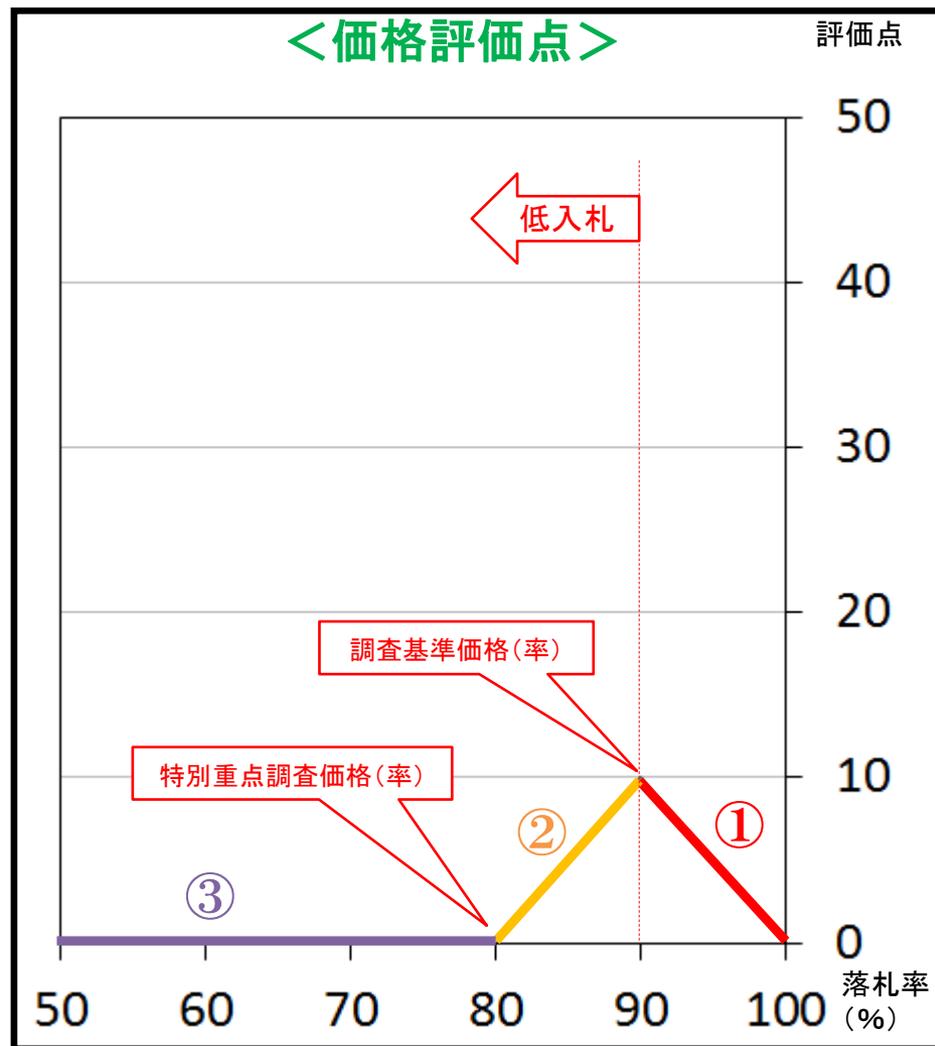
【直線的に点数を付加】

② 調査基準価格～特別重点調査価格

【直線的に減点】

③ 特別重点調査価格以下

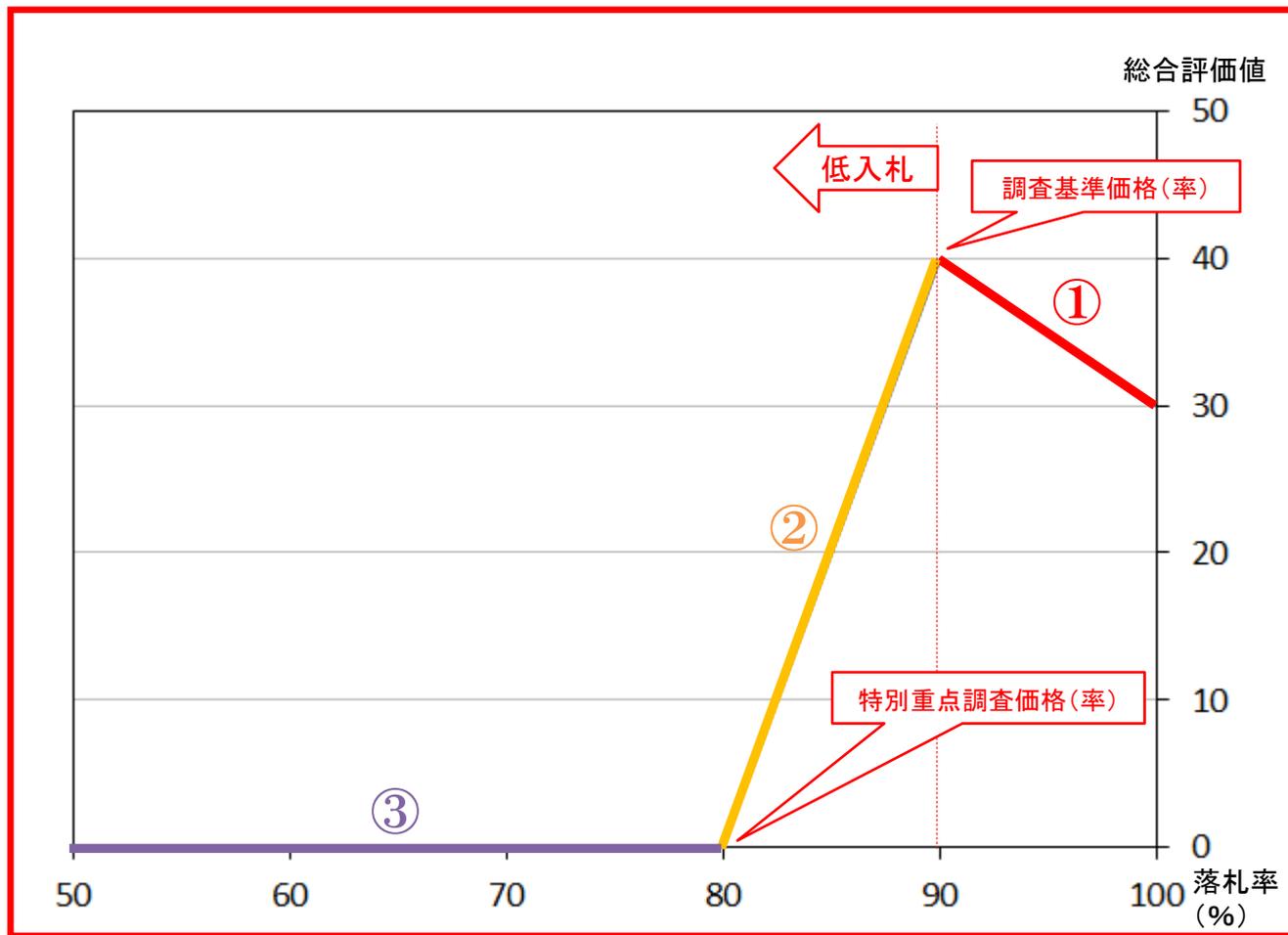
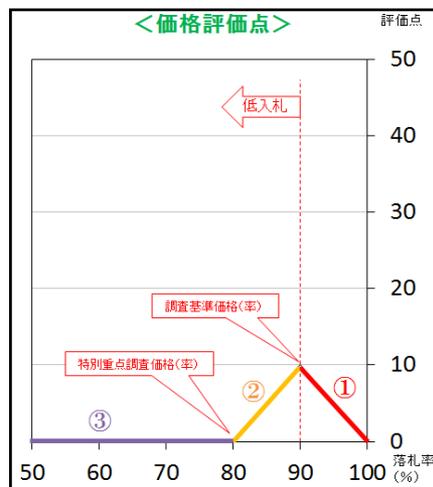
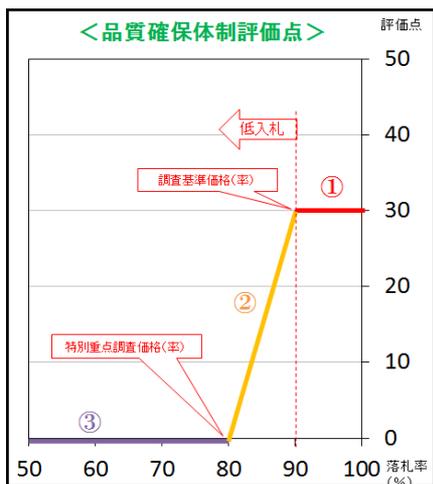
【0点】



※調査基準価格(率)=90%、特別重点調査価格(率)=80%の例

I-5. 総合評価落札方式の評価方法

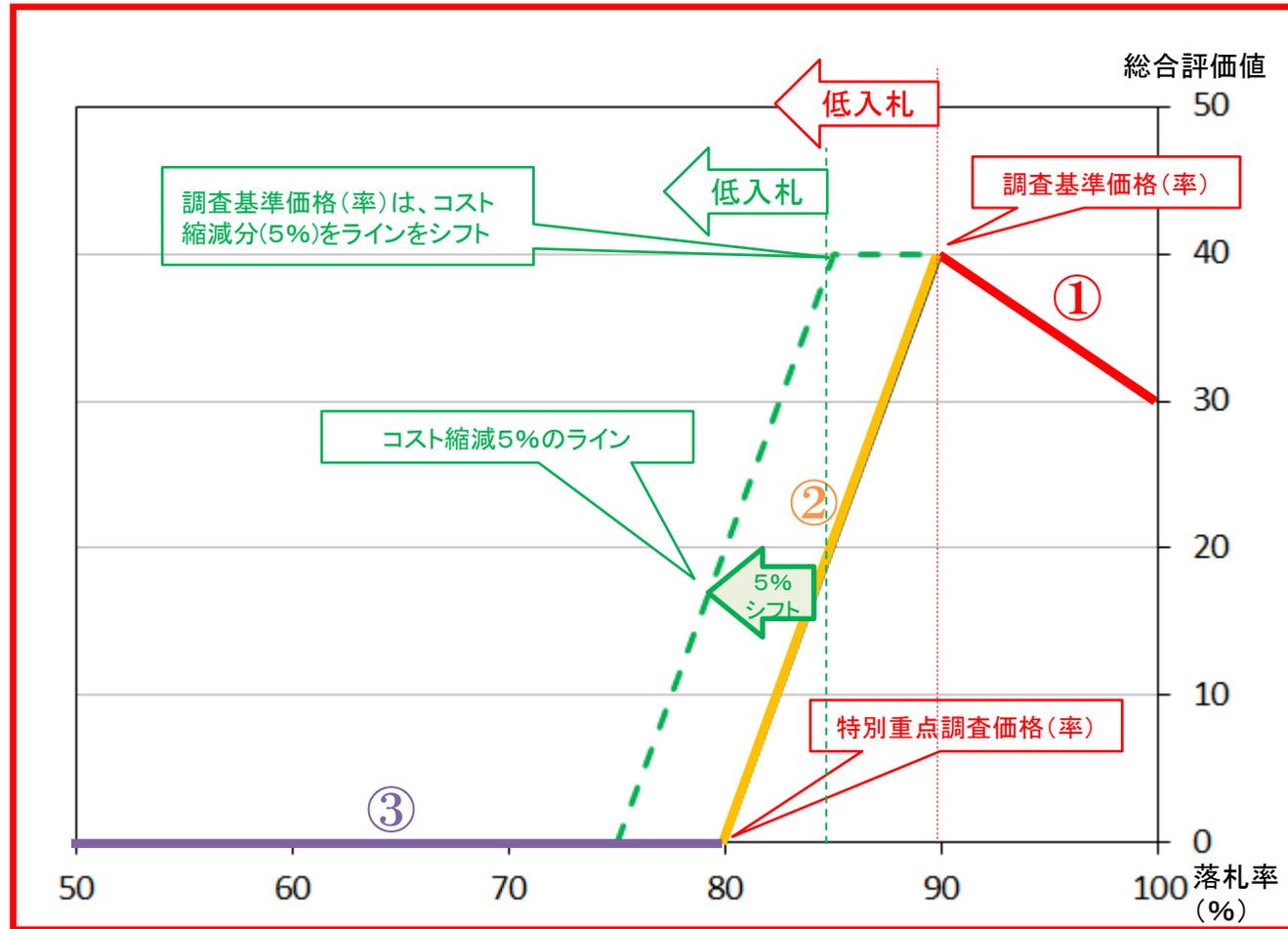
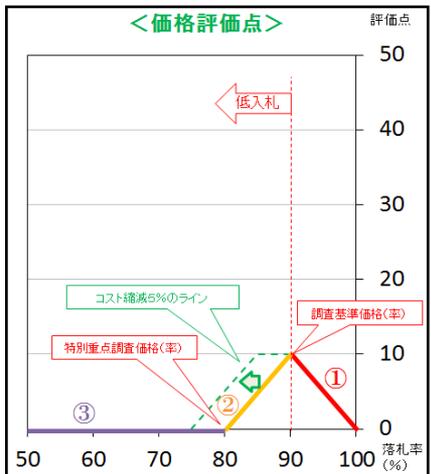
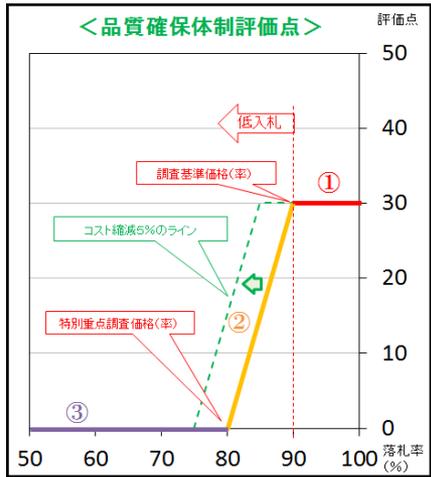
品質確保体制評価点と価格評価点の合成式



※調査基準価格(率)=90%、特別重点調査価格(率)=80%の例

I-5. 総合評価落札方式の評価方法

品質確保体制評価点と価格評価点の合成式(コスト削減提案のある場合)



※調査基準価格(率)=90%、特別重点調査価格(率)=80%、コスト削減額(率)=5%の例

I-5. 総合評価落札方式の評価方法

各型・タイプの評価項目

凡例 【◎】加点評価対象
 【□】加点評価対象外(参加資格要件のみ評価)
 【-】設定なし

評価点	対象	評価項目	評価基準	WTO協定対象	WTO協定対象外								
					高度技術提案型・標準型 簡易型・特別簡易型				施工能力確認型				
					通常タイプ	工場製作タイプ	建築タイプ	チャレンジタイプ	通常タイプ	工場製作タイプ	建築タイプ		
技術評価点	技術提案・技術的所見	技術提案・技術的所見評価	工事ごとに設定	◎	◎				-				
	企業の実績	企業の取組み	ISOの認証取得	ISO9001及びISO14001の認証を取得	◎*	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	
			労働安全衛生マネジメントシステム等の認証取得	労働安全衛生マネジメントシステム等の認証を取得	◎*	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	
			カーボンニュートラルに関する取組実績	SBT認定を取得	-	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	
			WLB(ワークライフバランス)関係認定取得	WLB(ワークライフバランス)関係認定を取得	◎*	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	
			週休2日化認定工事実績(※※)	週休2日化促進工事の認定を取得	-	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	
		企業の施工能力	施工実績	発注機関による区分		-	◎	◎	-	-	◎	◎	-
				同種工事・類似工事		□	◎	◎	-	□	◎	◎	-
				同種性の高い工事		-	-	-	◎	-	-	-	◎
			施工実績の工事成績評定点	工事成績評定点による区分	□	◎	◎	-	□	◎	◎	-	
			阪神高速の工事における過去2年度の表彰等	表彰回数	-	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	
	他の機関の工事における過去2年度の表彰等	表彰回数	-	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎			
		不正行為等(減点)	文書警告、又は競争参加停止期間の状況		-	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	
	競争参加資格以外に求める企業の施工能力【任意設定】	競争参加資格以外に求める企業の施工実績	発注機関による区分		-	-	-	-	-	◎	◎	-	
			同種工事・類似工事		-	-	-	-	-	◎	◎	-	
			同種性の高い工事		-	-	-	-	-	-	-	◎	
			競争参加資格以外に求める施工実績の工事成績評定点	工事成績評定点による区分	-	-	-	-	-	◎	◎	-	
	配置予定技術者の能力(又は専任補助者)	工事経験	発注機関による区分		-	◎	-	-	-	◎	-	-	
			同種工事・類似工事		□	◎	□	-	□	◎	□	-	
			同種性の高い工事		-	-	-	◎	-	-	-	◎	
		工事経験の工事成績評定点	役職による区分		-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	
			工事成績評定点による区分		□	◎	□	-	□	◎	□	-	
			役職による区分		-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	
配置予定技術者の保有資格	競争参加資格要件の資格、有用な資格の保有状況	□	◎	□	◎	□	◎	□	◎				
35歳以下の担当技術者の専任配置	専任配置有無	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎				
品質確保体制	品質確保体制評価	品質確保体制評価点算出式		◎	◎				◎				
価格評価点	入札価格	価格評価	価格評価点算出式		◎	◎				◎			

※段階選抜方式において適用する場合がある。 ※※2024年4月1日以降の公告工事の実績に関しては加点無し。

目次

【阪神高速の工事の入札・契約方式(概要)】

【I. 総合評価落札方式】

- I-1. 入札・契約に関する関係法令等
- I-2. 阪神高速の総合評価落札方式の概要
- I-3. 工事の公告～契約までの流れ
- I-4. 総合評価落札方式の型・タイプ
- I-5. 総合評価落札方式の評価方法
- I-6. 契約後の流れ

【II. 技術提案・交渉方式】

- II-1. 入札・契約に関する関係法令等
- II-2. 阪神高速の技術提案・交渉方式の概要
- II-3. 工事の公示～契約までの流れ

【III. 補足資料】

- III-1. 入札・契約方式等
- III-2. 技術評価項目等

I-6. 契約後の流れ

- 総合評価落札方式においては、技術提案書及び品質確保体制確認書に**履行義務**が発生します。

技術提案書及び品質確保体制確認書の履行状況を確認するため、履行確認願^{*}を作成し、当該様式で受注者・発注者ともに履行時期及び内容について確認を実施



履行確認のうえ、工事成績評定点に反映

★ 履行に際し、更なる提案・工夫等があれば加点を、不履行の場合は減点を、工事成績評定点へ反映する場合があります。

目次

【阪神高速の工事の入札・契約方式(概要)】

【I. 総合評価落札方式】

- I-1. 入札・契約に関する関係法令等
- I-2. 阪神高速の総合評価落札方式の概要
- I-3. 工事の公告～契約までの流れ
- I-4. 総合評価落札方式の型・タイプ
- I-5. 総合評価落札方式の評価方法
- I-6. 契約後の流れ

【II. 技術提案・交渉方式】

- II-1. 入札・契約に関する関係法令等
- II-2. 阪神高速の技術提案・交渉方式の概要
- II-3. 工事の公示～契約までの流れ

【III. 補足資料】

- III-1. 入札・契約方式等
- III-2. 技術評価項目等

Ⅱ-1. 入札・契約に関する関係法令等

背景・目的

■公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成17年4月1日施行、平成26年6月4日改正、令和元年6月14日改正)

- 多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択
- 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式

■公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

(平成17年8月26日閣議決定、平成26年9月30日改正、令和元年10月18日)

- 多様な入札及び契約の方法<企業の積極的な技術提案の引き出し、技術提案等による評価等>
- 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式(技術提案・交渉方式)

技術的難易度が高い工事等 仕様の確定が困難 である場合、
技術提案を広く公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と
工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約



技術提案・交渉方式を導入

目次

【阪神高速の工事の入札・契約方式(概要)】

【I. 総合評価落札方式】

- I-1. 入札・契約に関する関係法令等
- I-2. 阪神高速の総合評価落札方式の概要
- I-3. 工事の公告～契約までの流れ
- I-4. 総合評価落札方式の型・タイプ
- I-5. 総合評価落札方式の評価方法
- I-6. 契約後の流れ

【II. 技術提案・交渉方式】

- II-1. 入札・契約に関する関係法令等
- II-2. 阪神高速の技術提案・交渉方式の概要**
- II-3. 工事の公示～契約までの流れ

【III. 補足資料】

- III-1. 入札・契約方式等
- III-2. 技術評価項目等

II-2. 阪神高速の技術提案・交渉方式の概要

概要

■平成27年度より、総合評価落札方式に加え、技術提案・交渉方式を導入

- ・競争参加者の積極的かつ高度または優れた工夫を含む技術提案で最適案を選定する

■標準案を策定し、技術＋価格の総合評価による工事契約を行うことが困難な工事に適用

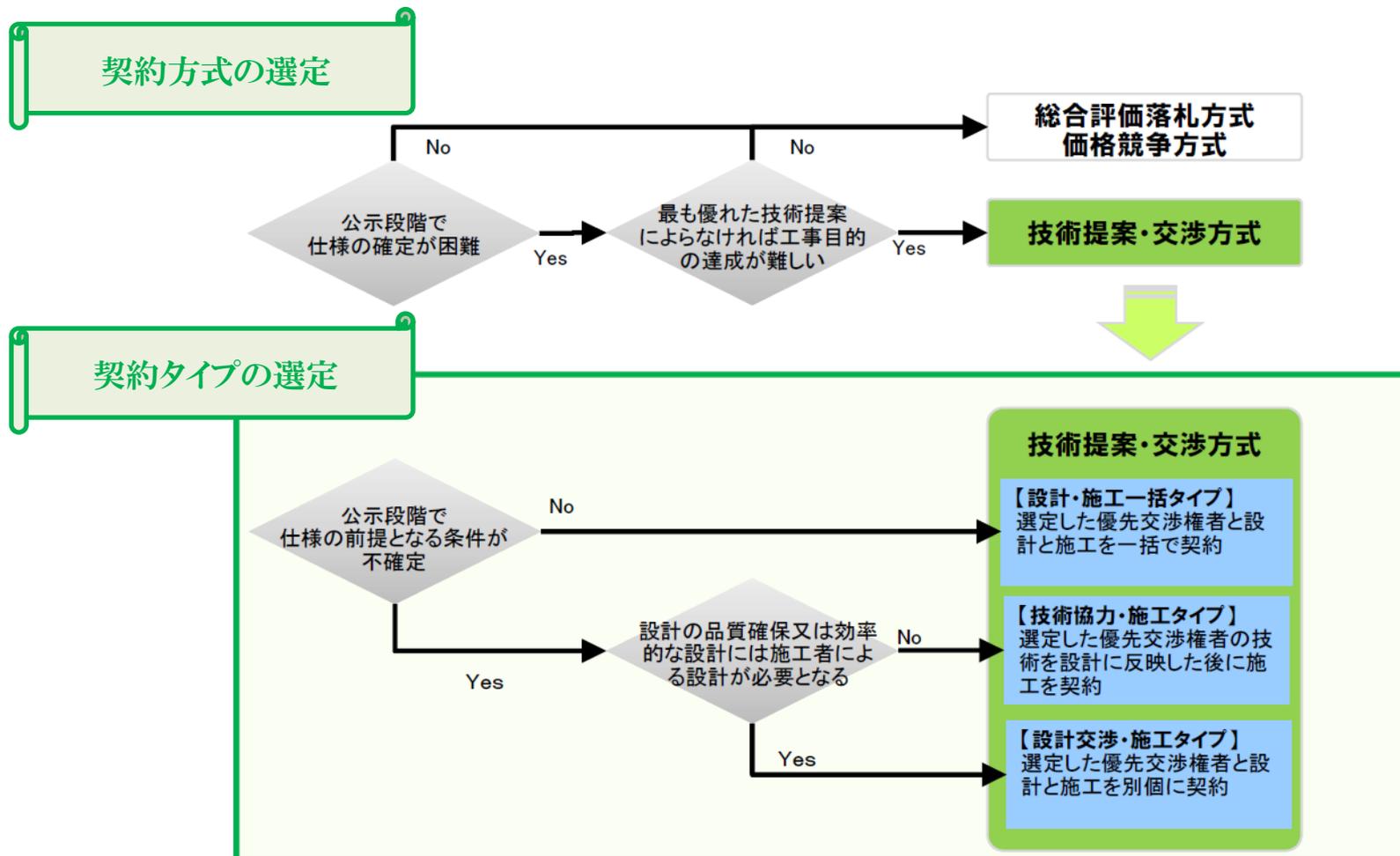
- ・発注者が最適な仕様を確定できない工事
- ・仕様の前提となる条件の確定が困難な工事 など



Ⅱ-2. 阪神高速の技術提案・交渉方式の概要

技術提案・交渉方式と各タイプの選定

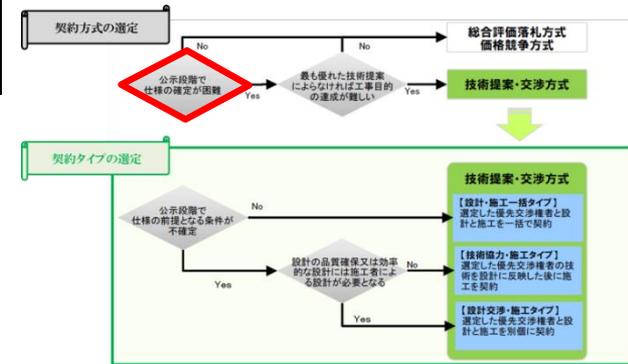
技術提案・交渉方式と各タイプの選定は、下記フローにより実施



Ⅱ-2. 阪神高速の技術提案・交渉方式の概要

技術提案・交渉方式の適用例

- 選定フロー及び工事特性等を踏まえ、下記のような工事へ適用を行う。



【適用工事(例)】

例1) 構造的に特殊な橋梁における大規模で複雑な損傷の修繕工事

→ 施工時の構造特性や現場条件を考慮しながら、損傷の不可視部分について調査を行い、的確な修繕を実施するため、仕様を決定する前の段階で、現場の実態の把握に制約があることを踏まえ、施工者独自の高度な工法等を活用する必要がある工事。

例2) 大震災の被災地における大規模で複合的な復興事業の早期実施のために行う工事

→ 大規模で複合的な復興事業の早期実施のため、仕様を決定する前の段階で、施工者独自の高度な工法等を反映する必要がある工事。

例3) 現道の交通量が非常に多い交差点の立体化工事で、現道交通への影響を最小化し、工期内での確実な工事实施が求められる工事

→ 周辺交通への影響等を最小限にするための工事目的物の構造形式、橋脚位置の変更を含む施工者独自の高度で専門的な工法等を反映する必要がある、施工者の提案を仕様に反映するにあたり、新たに道路管理者、警察等との協議が必要になる工事。

II-2. 阪神高速の技術提案・交渉方式の概要

災害復旧等における適用

- ▶ 阪神高速では、災害復旧等の緊急時の入札・契約方式を下記のとおり規定。
- ▶ 応急復旧～本復旧の過程では、施工者のノウハウ・技術力等を活かした速やかな対応が必要なケースがあり、このような場合には、従来の契約方式に加えて、技術提案・交渉方式の適用を行う。

緊急性	時期	工事概要	工事内容・特徴等	入札・契約方式	実施フロー・選定の考え方	手続き日数 (公告～契約)		
	発災 ~ ■ヶ月	緊急対策	・点検〔建設、保全〕 (路上・路下, 工事現場等) ・被災者等対応 ・障害物除去等 ・二次災害防止対策	随意契約 (既契約への 随契追加含む)	□ 契約 ↓ 施工	【発注者体制】 ◎社内応援態勢で対応 ◎協定に基づき関係機関へ要請 【随意契約】 ◎協定に基づき関係団体へ要請 ◎既契約工事受注者と新規追加協議 ◎隣接工区等の受注者と協議 ◎契約手続は、現行規定に基づき実施 ※グループ会社は既契約にて対応	即時 (協議成立後) 即時 (協議成立後)	
	■ヶ月 ~ ●ヶ月	応急復旧	・応急復旧点検 ・応急復旧 (緊急輸送路機能確保) ・応急復旧 (通行再開対応) (上下1車線)	随意契約 指名競争入札 一般競争入札	技術提案 ・交渉方式 (設計)	□ 契約 ↓ 点検・設計 ↓ 応急復旧 計画策定 □ 契約 ↓ 照査・計画 ↓ 施工	【随意契約】 ◎上記に同じ。 【指名競争入札】 ◎供用時期・施工時期等の特異条件があり 速やかな対応を要する工事を対象とする ◎現行規定(指名基準等)に基づき実施 なお、併せて下記等も対象に配慮 *手持ち工事状況 *施工体制(被災状況)	即時 (協議成立後) 約1ヶ月
	●ヶ月 ~ 復興	本復旧	・本復旧 (調査・設計) ・本復旧 (施工)	一般競争入札	技術提案 ・交渉方式 (設計)	□ 契約 ↓ 調査・設計 ↓ 本復旧 計画策定 □ 契約 ↓ 照査・計画 ↓ 施工	【一般競争入札】 ◎随契・指名競争以外は、原則適用 ◎現行規定(一般競争)に基づき実施 【技術提案・交渉方式】 ◎復旧までの事業工程等を考慮の上、工事 特性等に応じて、技術提案・交渉方式等も 視野に入札・契約方式を選定。 ◎現行規定に基づき実施	約2ヶ月 約3ヶ月

目次

【阪神高速の工事の入札・契約方式(概要)】

【I. 総合評価落札方式】

- I-1. 入札・契約に関する関係法令等
- I-2. 阪神高速の総合評価落札方式の概要
- I-3. 工事の公告～契約までの流れ
- I-4. 総合評価落札方式の型・タイプ
- I-5. 総合評価落札方式の評価方法
- I-6. 契約後の流れ

【II. 技術提案・交渉方式】

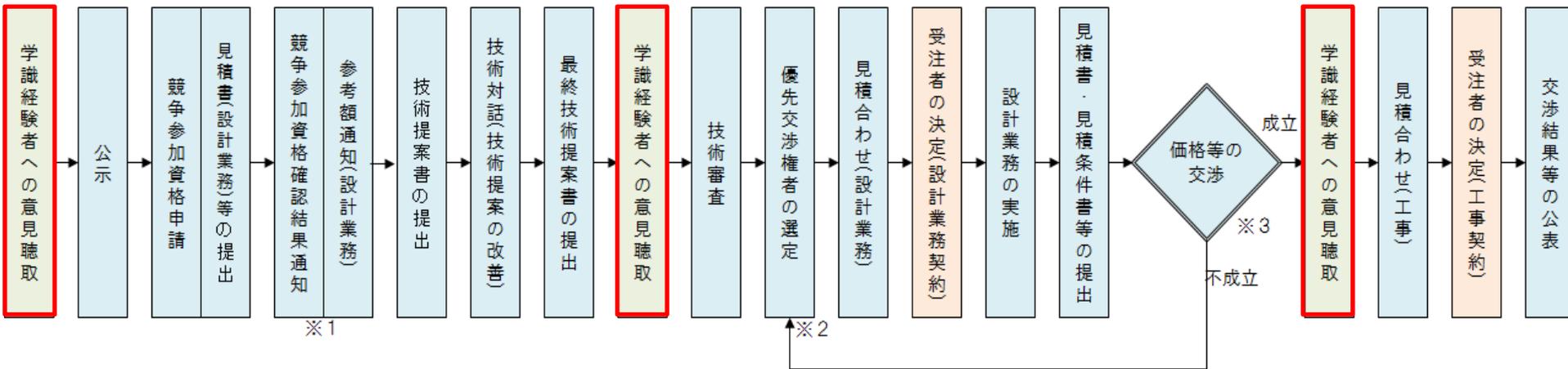
- II-1. 入札・契約に関する関係法令等
- II-2. 阪神高速の技術提案・交渉方式の概要
- II-3. 工事の公示～契約までの流れ

【III. 補足資料】

- III-1. 入札・契約方式等
- III-2. 技術評価項目等

Ⅱ-3. 工事の公示～契約までの流れ

技術提案・交渉方式の手続(例) 【設計交渉・施工タイプ】



※1 競争参加資格の確認結果について通知。競争参加資格がないと認められる場合は、その旨を通知。

※2 評価値が最上位である競争参加者を優先交渉権者として選定し、その旨を通知。
また、交渉権がないと認められた競争参加者は非選定としてその旨を通知し、それ以外の競争参加者には、次順位以降の交渉権者となった旨を通知。

※3 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、次順位の交渉権者に優先交渉権者となった旨を通知し、同様の手続を実施。

目次

【阪神高速の工事の入札・契約方式(概要)】

【I. 総合評価落札方式】

- I-1. 入札・契約に関する関係法令等
- I-2. 阪神高速の総合評価落札方式の概要
- I-3. 工事の公告～契約までの流れ
- I-4. 総合評価落札方式の型・タイプ
- I-5. 総合評価落札方式の評価方法
- I-6. 契約後の流れ

【II. 技術提案・交渉方式】

- II-1. 入札・契約に関する関係法令等
- II-2. 阪神高速の技術提案・交渉方式の概要
- II-3. 工事の公示～契約までの流れ

【III. 補足資料】

- III-1. 入札・契約方式等
- III-2. 技術評価項目等

Ⅲ－1. 入札・契約方式等

①指名併用型一般競争入札

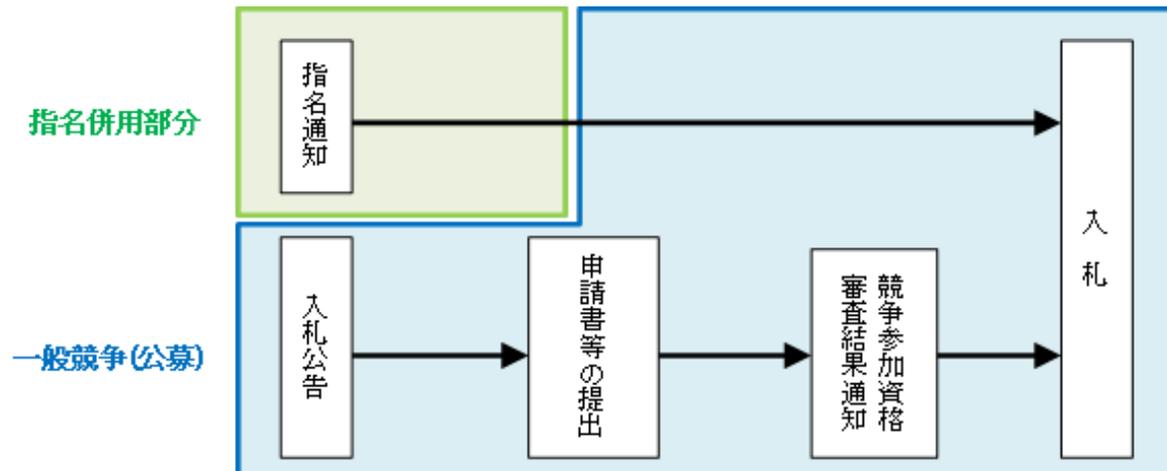
入札・契約方式の概要

- 指名を併用した一般競争入札方式
- 入札情報を公告して募った参加者と指名基準に基づき指名された参加者として、競争入札を実施

入札・契約方式の目的

- 入札不成立となった工事を対象に、一般競争による公募に加え、競争参加者を指名することで競争入札への参加を促すことにより、調達の実現性を高めるために実施

入札・契約手続例



Ⅲ-1. 入札・契約方式等

②維持修繕工事包括契約方式／維持修繕工事集約契約方式

入札・契約方式の概要

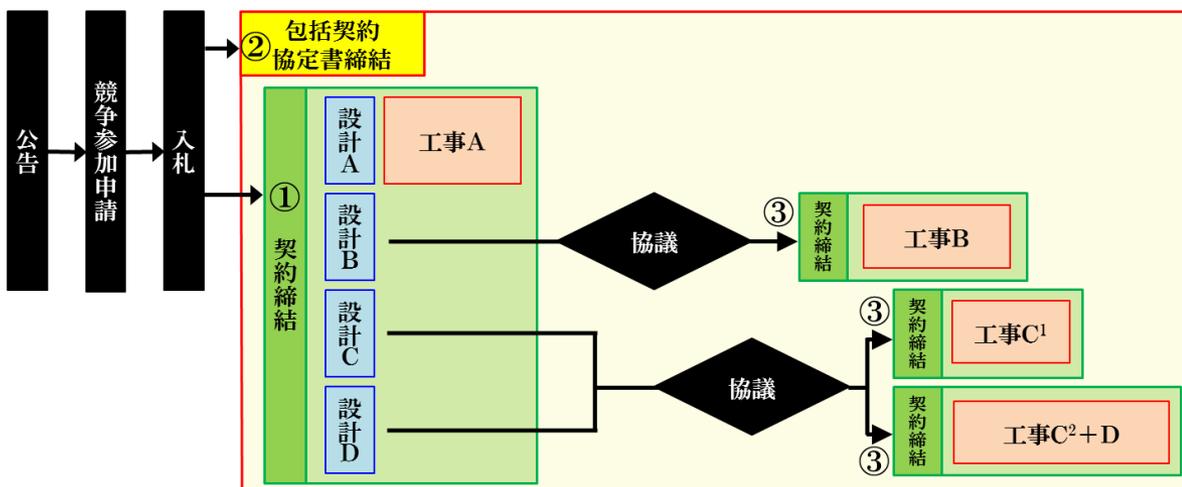
- 施工箇所が同一路線内に点在し、施工数量を一定規模有する区間を**包括して一括契約を実施**
- 当初契約時には、現場条件・調査結果等を踏まえた設計及び施工計画、又は施工計画を実施
その後、当該実施内容を踏まえて価格等の交渉の上、工事契約を締結

入札・契約方式の目的

- 現場条件・調査結果等を踏まえた設計や施工計画を、受注者の技術力等を活用して実施し、また、受注者の技術者配置状況・工場稼働状況を考慮した柔軟な工期設定を可能とすることで、より高い品質の確保と一定期間での確実な補修等の実施を図る

入札・契約方式手続例

- ①契約者決定後、工事Aの契約を締結します。
(工事Aに関する設計・施工計画等の設計A、包括契約対象の工事B～Dを対象とした設計B～Dを含みます。)
- ②工事Aの契約締結と同時に包括契約に関する協定書を締結します。
- ③設計B～Dが完了次第、順次、工事B～Dの各契約の締結に向けた協議を行います。
(協議では、工事の施工時期や個別契約の単位(工事Cの分割(C₁,C₂)や工事の一括化(C₂+D))等の契約方式も協議事項に含みます。)
(各工事の工期重複(例:工事Aと工事Bの工期重複)も可能です。)



※設計・施工計画等の設計実施後、当該実施内容・工事の受注状況・技術者従事状況・工場稼働状況等を踏まえた工事契約の締結が可能です

Ⅲ-1. 入札・契約方式等

②維持修繕工事包括契約方式／維持修繕工事集約契約方式

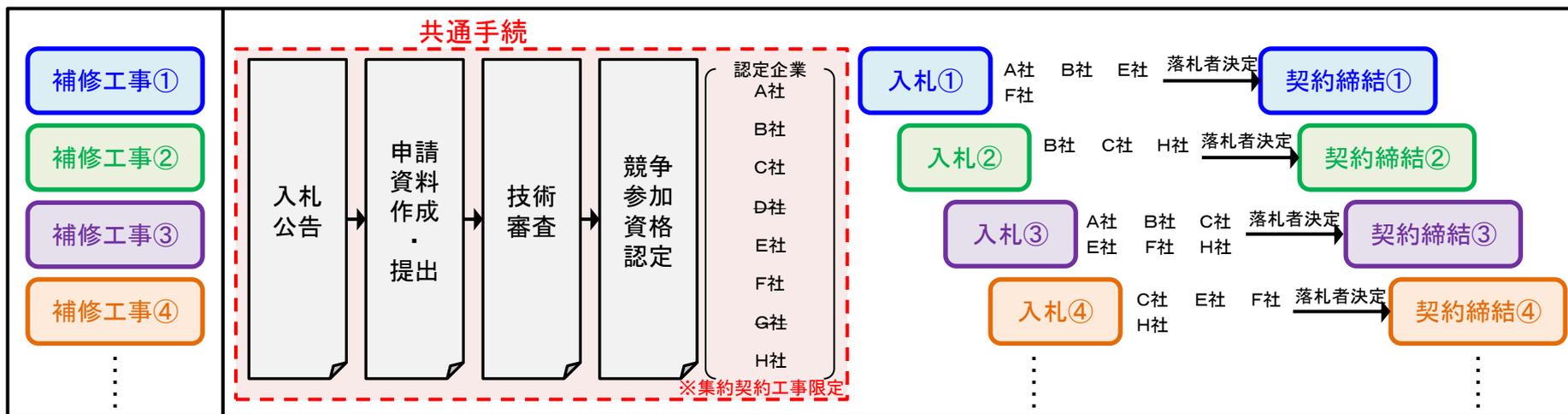
入札・契約方式の概要

- 同一工種の維持修繕工事に関する競争参加申請・審査の手続を事前一括して実施
一定の技術評価点を有する者に対して、一定期間の競争参加資格の認定を実施
- 一定規模・区間での工事発注計画後、当該工事に対して競争参加資格認定者による入札を実施し、契約を締結

入札・契約方式の目的

- 同一工種の維持修繕工事に関する競争参加申請・審査の手続を事前一括して実施することで、受発注者の手続の効率化等を図る
- また、当該手続を事前一括実施することで、工事発注計画後の速やかな入札手続の実施と契約締結を図る

入札・契約方式手続例



Ⅲ-1. 入札・契約方式等

③一括審査方式

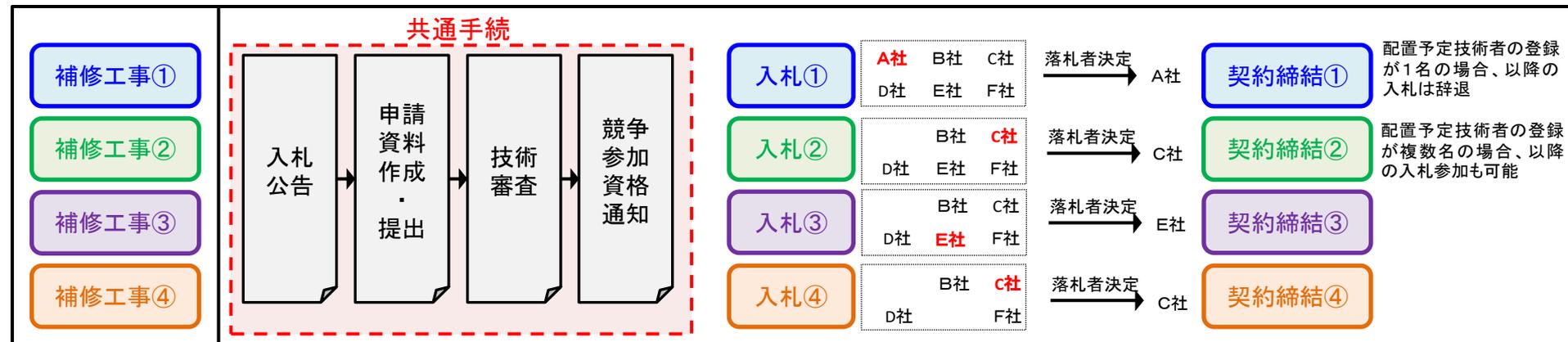
入札・契約方式の概要

- 工事調達時において、同種かつ品質確保の留意点(求める技術提案)が同様である「同一規模」、「同一条件」の複数工事で、入札公告・入札日が同一日である工事を対象に、競争参加資格確認資料の内容を対象工事で同一のものとし、競争参加資格申請及び同資料の審査を一括して行う方式。
- 複数工事の受注を希望する場合は、競争参加申請時に配置予定技術者を複数名登録し、品質確保体制確認書において通常の技術的所見に加え、複数工事受注を考慮した品質確保体制等に関する記載を必須要件とする。

入札・契約方式の目的

- 同一工種の維持修繕工事に関する競争参加申請・審査の手続を事前に一括して実施することで、受発注者の手続の負担軽減及び効率化等を図る。

入札・契約方式手続例



Ⅲ-1. 入札・契約方式等

③一括審査方式

【一括審査方式】と【集約契約方式】の区分

【一括審査方式】

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
工事A			■	■									
工事B			■	■									
工事C			■	■									
工事D			■	■									
工事E									■	■			
工事F									■	■			
工事G									■	■			
工事H									■	■			
工事I												■	■
工事J												■	■

「同一規模」、「同一条件」の複数同種工事で、同時に工事調達手続きを行うもの(同一の調達日程)を対象

【維持修繕工事集約契約方式】

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
工事A	■	■											
工事B		■	■	■									
工事C				■	■								
工事D						■	■						
工事E								■	■				
工事F								■	■				
工事G										■	■		
工事H											■	■	
工事I												■	■
工事J												■	■

「同一工種」の複数工事で、継続的(複数年)に工事調達手続きを行うものを対象

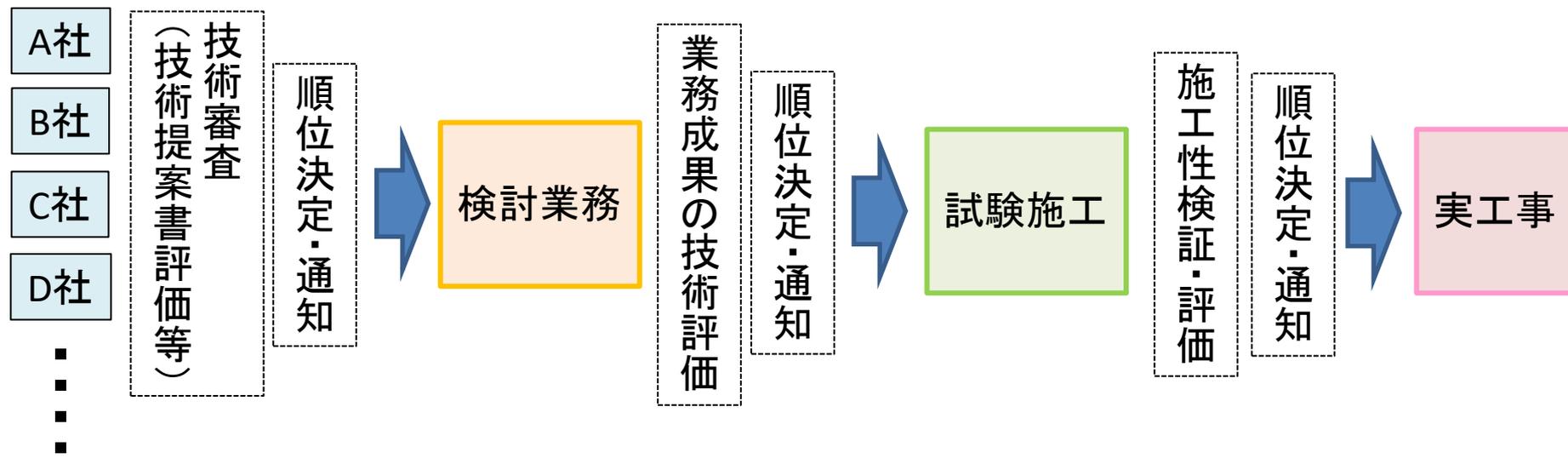
Ⅲ-1. 入札・契約方式等

④技術開発・工事調達方式

入札・契約方式の概要

- 検討業務等の技術開発により工事实施のための技術・施工方法等を確立し、当該成果を参考に工事(施工)を行う方式。
- 新たな技術・施工方法の活用により合理的な設計、確実な工事発注が期待できる。

入札・契約方式手続例



※検討業務から実工事まで複数者による同時実施も可能

Ⅲ-1. 入札・契約方式等

⑤週休2日制(発注者指定方式、受注者希望方式、技術者交替方式)

入札・契約方式の概要

- 下記の3方式を導入
 - 1) **発注者指定方式** = 発注者が週休2日(4週8休以上)に取り組むことを指定する方式
 - 2) **受注者希望方式** = 受注者の希望によって週休2日に取り組む方式(2024年4月1日以降の公告工事からは「受注者希望方式」を削除)
 - 3) **技術者交替方式** = 技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む方式
- 工期において、週休2日相当の現場閉所(技術者交替方式は全労働者が週休2日相当を取得)したと認められる場合、工事成績評定点への加点を実施。(2024年4月1日以降の公告工事からは加点しない)
- また、下記のとおり労務費等の補正を実施。
 - [発注者指定方式、受注者希望方式] = 労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費率の補正(ただし、機械設備工事を除く)
(発注者指定方式は、予め4週8休以上の達成を前提とした補正係数を考慮)
(2024年4月1日以降の公告工事からは「受注者希望方式」を削除)
 - [技術者交替方式] = 労務費、現場管理費率の補正(ただし、機械設備工事を除く)

入札・契約方式の目的

- 週休2日制の導入により、工事の週休2日化を促進し、働き方改革の実現を目的とする働き方改革実行計画の推進を図る

対象工事

原則、全ての工事を対象。ただし、下記のいずれかに該当する工事は対象外。

- (1) 現場施工が1か月未満の工事
 - (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
 - (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
 - 例① 災害復旧工事
 - 例② 供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
 - (4) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事
 - 例① 通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事
 - 例② 希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事
 - (5) その他 週休2日が適切でないと認められる工事
- ※上記の場合でも、受注者が希望する場合は取り組みは可能

週休2日の考え方

【定義】

- 工期において、週休2日相当の現場閉所を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)を除く)
 - 工期とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。
 - 週休2日とは、4週8休の現場閉所を行ったと認められる状態。
 - 現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。
 - 計画的に取得できる現場閉所に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休日も現場閉所日数とすることができる。
 - 発注者指定方式、受注者希望方式を適用した工事において、施工条件が変更となった場合等は、監督員と協議のうえで、技術者交替方式を適用することができる。
 - **【確認方法】**
 - ✓ 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。
 - ✓ 現場閉所を行う日は、「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行うものとする。
 - ✓ 毎月、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員へ提出するものとする。
- 実施については、土木工事共通仕様書関係基準「週休2日制ガイドライン」を参照。

Ⅲ-1. 入札・契約方式等

⑥ 余裕期間制度

入札・契約方式の概要

- 適用する工事において、原則として、**6ヶ月**を超えない範囲内で余裕期間を設定
- 当社(阪神高速)が工期の始期(工事開始日)もしくは終期(工事完了期限日)を指定、又は受注者が選択できる

入札・契約方式の目的

- 受注者の円滑な施工体制の確保及び受注者側の観点から平準化等を図ることができるよう、柔軟な工期設定等を可能とする余裕期間制度を導入

入札・契約方式手続例

※余裕期間中は、現場代理人、監理技術者(又は主任技術者)の配置は不要。
 ※契約保証の保証期間は、契約締結日から工期末日まで。
 ※前払金は、通常の契約と同様の取扱。

<p>① 発注者指定方式</p> <p>当社が工期の始期を余裕期間内であらかじめ指定する方式</p>	
<p>② 任意着手方式</p> <p>受注者が工事の始期を余裕期間内で選択できる方式</p>	
<p>③ フレックス方式</p> <p>受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式</p>	

Ⅲ-1. 入札・契約方式等

⑦段階選抜方式(業務実施型) / (技術提案型)

入札・契約方式の概要

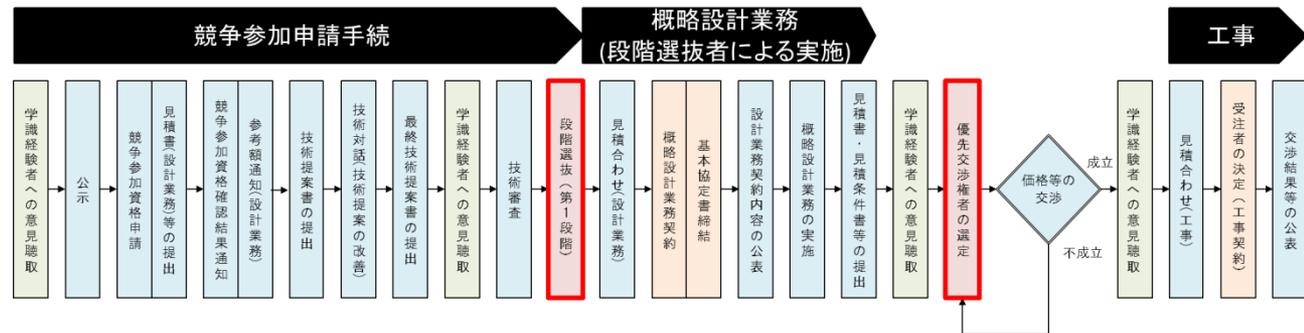
- 競争参加希望者の中から、競争参加資格を有し、かつ一定の技術評価点(工事毎に設定)を有する複数者を選抜し、各者の設計業務成果を踏まえ、工事契約の交渉相手方となる優先交渉権者を選定する方式。

入札・契約方式の目的

- 事業早期段階(設計初期段階)から、施工者による技術及びノウハウを導入することで、より高い品質の確保やコスト縮減を図る。また、効率的・効果的かつ確実な事業(工事)の進捗を図る。
- 難易度の高い又は前例のない事業(工事)等を対象に、工事受注に向けて、技術力競争性を有した技術検討を行うことから、受発注者双方の技術力の向上・研鑽を図る。
- 競争参加希望者は、適切な費用負担の基で工事特性を考慮した技術検討及び提案を実施でき、また、自らが保有する技術力及びノウハウを適切に技術評価へ反映させることができる。

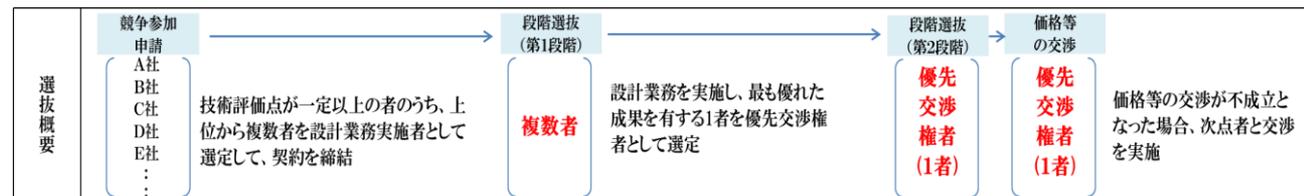
入札・契約方式手続例

- 入札・契約の手続フローと各手続段階における選抜概要は、右図のとおり。



【注】

右図は、技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)に段階選抜方式を適用した場合の例です。適用する入札・契約方式により、段階選抜方式の手続等は異なります。



Ⅲ-1. 入札・契約方式等

⑦段階選抜方式(業務実施型) / (技術提案型)

入札・契約方式の概要

- 競争参加希望者の中から、競争参加資格を有し、かつ一定の技術評価点(工事毎に設定)を有する複数者を選抜し、各者との技術対話と技術提案書を踏まえ、業務及び工事契約の交渉相手方となる優先交渉権者を選定する方式。

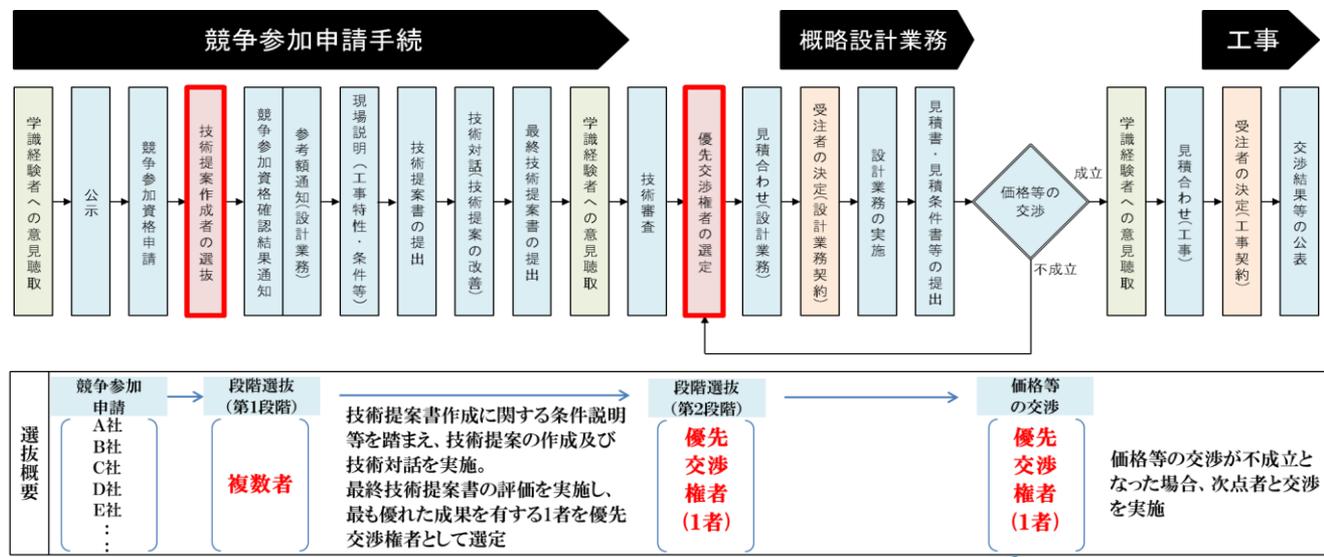
入札・契約方式の目的

- 事業早期段階(設計初期段階)から、施工者による技術及びノウハウを導入することで、より高い品質の確保やコスト縮減を図る。また、効率的・効果的かつ確実な事業(工事)の進捗を図る。
- 難易度の高い又は前例のない事業(工事)等を対象に、工事受注に向けて、技術力競争性を有した技術検討を行うことから、受発注者双方の技術力の向上・研鑽を図る。
- 競争参加希望者は、適切な費用負担の基で工事特性を考慮した技術検討及び提案を実施でき、また、自らが保有する技術力及びノウハウを適切に技術評価へ反映させることができる。

入札・契約方式手続例

- 入札・契約の手続フローと各手続段階における選抜概要は、右図のとおり。

【注】
右図は、技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)に段階選抜方式を適用した場合の例です。
適用する入札・契約方式により、段階選抜方式の手続等は異なります。



Ⅲ-1. 入札・契約方式等

⑧コンソーシアム方式

入札・契約方式の概要

- 詳細設計を含む下記工事契約方式等を対象に、設計者(コンサルタント)と施工者の共同企業体(コンソーシアム)による受注を可能とする方式。

【適用対象工事の契約方式(例)】

- ・詳細設計付き工事、設計・施工一括方式、
技術提案・交渉方式(設計施工一括タイプ、設計交渉・施工タイプ)

入札・契約方式の目的

- 設計者と施工者の各々のノウハウ及び技術者を活用することができ、工事目的物の品質向上や工程短縮等を図ることができる。
- 設計者は、工事の詳細設計に関する実績とノウハウの蓄積ができる。

コンソーシアムの設定

【形態】 設計者と施工者の共同企業体(協定書において、責任分担を明示)

【競争参加資格等】

- ・競争参加資格は、施工者のみの参加も認める。(コンソーシアムに限定した資格要件とはしない)
- ・設計に関する受注実績、技術者経験も参加資格要件として設定し、評価対象とする。
- ・技術提案項目に、設計に関する技術提案も設定し、評価対象とする。

【その他】 設計者は業務実績登録・業務成績評定、施工者は工事实績登録・工事成績評定を対象に、成果品・目的物に関する評価等を実施する。

Ⅲ-1. 入札・契約方式等

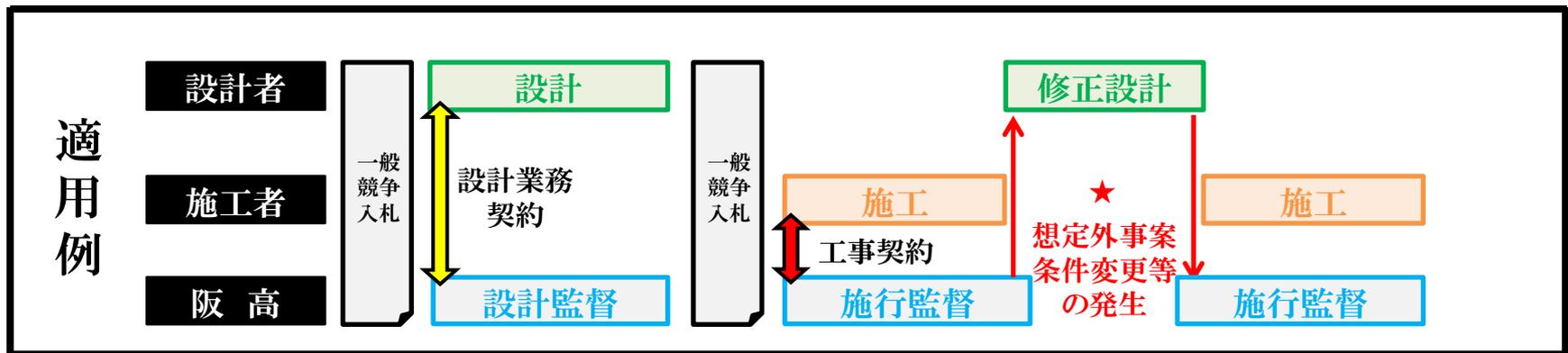
⑨発注時設計者協力方式

入札・契約方式の概要

- 施工時において、工事発注当初に想定できなかった損傷などが見つかった場合や現場条件変更等に伴う当初設計の修正が生じた場合等において、**発注時の設計者が関与して修正設計を行う方式。**
※契約書18条,19条等に関する設計・図面作成等に適用。

入札・契約方式の目的

- 施工時における想定外事案・条件変更等に対して、工事発注時の設計思想を踏まえた速やかな対応を可能とすることで、工事品質の更なる向上や確実な事業進捗を図る。



Ⅲ－1. 入札・契約方式等

⑩工事版ウィークリースタンス

入札・契約方式の概要

- ▶ 工事版ウィークリースタンスを下記のとおり設定し、工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。(災害復旧工事等、特殊条件下の工事は除く)

【設定項目】

1. 打合せ時間の配慮

打合せは、勤務時間内に行うことを基本として取り組む。

2. 資料作成依頼の配慮

資料作成の依頼は、依頼内容に見合った作業期間を確保するよう配慮する。

週休2日化促進工事については、現場閉所日についても配慮する。

(例) 休日明け日を依頼期限日としない、休前日は新たな依頼をしない、勤務時間外の依頼はしない等

3. ワンデーレスポンスの再徹底

受発注者双方の問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

4. 受発注者間の情報共有

週又は月単位で、工事工程の進捗状況や影響する条件等を受発注者間で確認・共有する。(ウィークリーチェック又はマンスリーチェックの実施等)

入札・契約方式の目的

- ▶ 受発注者双方の協力のもと、ウィークリースタンスを踏まえたコミュニケーションによる施工の円滑化を図り、建設産業の魅力創出及び働き方改革の実現を図る。また、受発注者間での質の高いコミュニケーションによる技術的検討・議論ができる環境・時間の創設を図る。

Ⅲ-1. 入札・契約方式等

⑩建設キャリアアップシステム(CCUS)活用促進工事の導入

入札・契約方式の目的

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)は、技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積するシステムであり、この活用は阪神高速を含む全ての工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資する。
- 阪神高速の工事においても、建設キャリアアップシステム(CCUS)の利用が進むよう、活用促進工事を導入する。

入札・契約方式の概要

- CCUS導入に関する達成状況に応じて、下記の評価指標に基づき工事成績評定点で加点又は減点の措置を行う。

【CCUS活用促進工事(発注者指定方式)】

- CCUS導入の達成状況に応じて、工事成績評定点を**加点又は減点**

【CCUS活用促進工事(受注者希望方式)】

- CCUS導入の達成状況に応じて、工事成績評定点を**加点**

[評価指標]	【1点加点】	【1点減点】	【加減点なし】
✓ 平均事業者登録率	90%以上	70%未満	左記以外
✓ 平均技能者登録率	80%以上	60%未満	左記以外
✓ 平均就業履歴蓄積率	50%以上	30%未満	左記以外

※すべての指標が規定値以上の場合は加点、いずれかの指標が規定値以下の場合には減点。

※平均技能者登録率が90%以上の場合のみ、2点加点。

※上記評価指標は土木工事の例であり、詳細は土木工事共通仕様書関係基準の「建設キャリアアップシステム活用推進ガイドライン」を参照。

Ⅲ-1. 入札・契約方式等

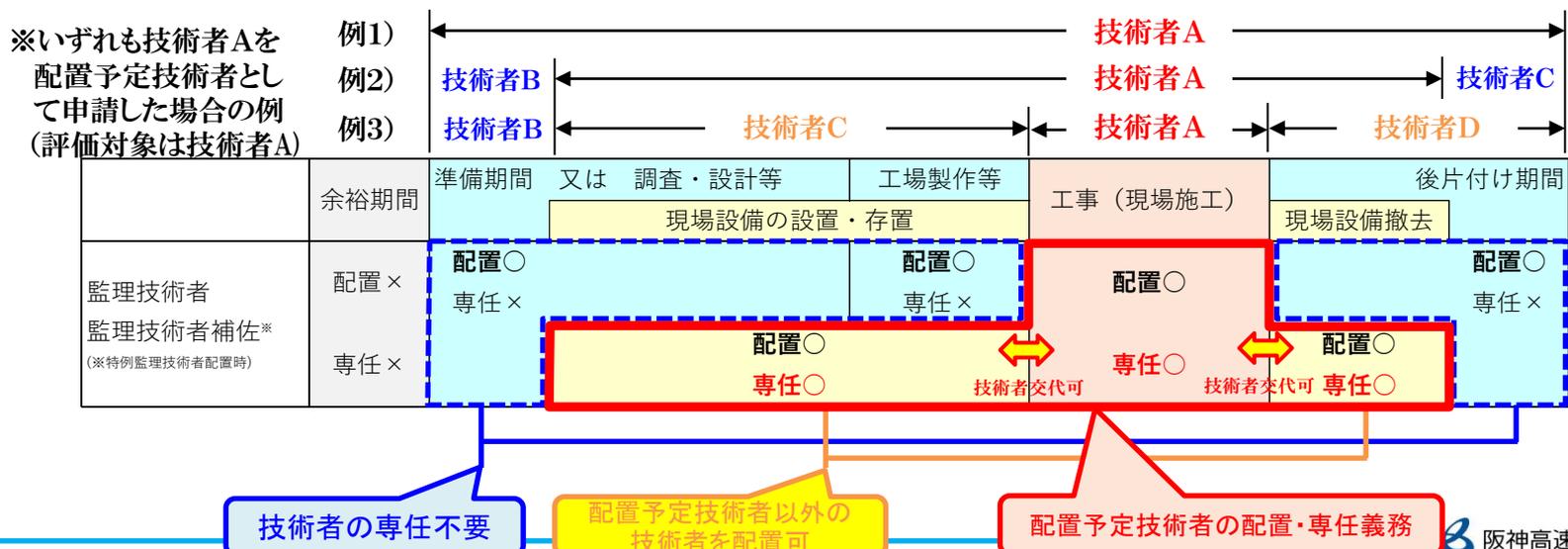
⑫ 監理技術者の専任・交代の緩和施策

入札・契約方式の目的

- 監理技術者は、特に指定しない場合は工期開始～終了までの全ての期間において専任で配置することが建設業法で義務付けられている。
- 一方で、橋梁補修工事等における技術者については、技術者不足等が課題となっており、この対応策として、工期のうち専任不要な期間を指定し、また専任が必要な期間においても主たる工事とその他の期間（施工の区切り）における交代を可能とする「監理技術者の専任・交代の緩和施策」を導入。

入札・契約方式の概要

- 工期中における監理技術者の専任・交代の緩和等については、下記のとおり。（しゅん工検査には配置予定技術者（主たる工事期間に専任した監理技術者）の立会が必要）
- なお、総合評価落札方式等、配置予定技術者の工事経験について技術評価を行う場合は、主たる工事の施工期間に配置する技術者を対象に評価を実施し、当該期間における配置及び専任を義務付ける。



目次

【阪神高速の工事の入札・契約方式(概要)】

【I. 総合評価落札方式】

- I-1. 入札・契約に関する関係法令等
- I-2. 阪神高速の総合評価落札方式の概要
- I-3. 工事の公告～契約までの流れ
- I-4. 総合評価落札方式の型・タイプ
- I-5. 総合評価落札方式の評価方法
- I-6. 契約後の流れ

【II. 技術提案・交渉方式】

- II-1. 入札・契約に関する関係法令等
- II-2. 阪神高速の技術提案・交渉方式の概要
- II-3. 工事の公示～契約までの流れ

【III. 補足資料】

- III-1. 入札・契約方式等
- III-2. 技術評価項目等

Ⅲ-2. 技術評価項目等

①技術者経験年数における長期休業期間等の配慮

概要

- ▶ やむを得ない長期休業等について、技術者の評価対象期間において配慮

目的

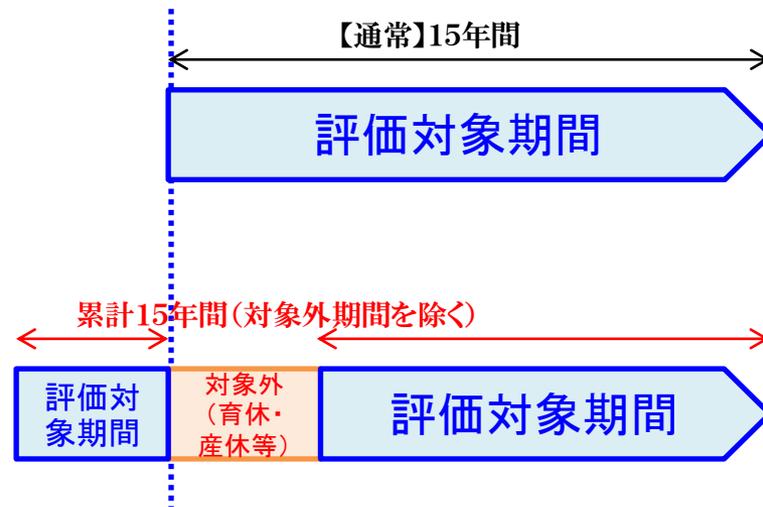
- ▶ 就労環境に関する社会環境の変化を考慮した技術者経験期間の公平な評価

長期休業(産休・育休・介護休暇・疾病)期間を評価対象期間に考慮。

【入札説明書 記載例】

〇〇年度以降(過去15年度)に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す同種又は類似工事の工事経験を有する者であること。

評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業及び傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。



Ⅲ-2. 技術評価項目等

②労働安全衛生マネジメントシステム等の評価

概要・目的

- 工事現場における安全管理の向上及び事故リスクの低減を目的に、労働安全衛生マネジメントシステム認定取得を評価
【評価対象】 コスモス(COHSMS), ISO45001, OHSAS18001
又は厚生労働省安全衛生優良企業認定

③ワーク・ライフ・バランス(WLB)関係認定を保有に対する加点評価

概要・目的

- 『働き方改革』の一環として実施されている就労環境整備への寄与を評価
- 評価対象のWLB関係認定は下記のとおり
【評価対象】くるみん・プラチナくるみん認定,
えるぼし・プラチナえるぼし認定,
ユースエール認定
【改定内容】
・「取得数」と「認定レベル」に応じて配点

項目	配点率への加算	配点率 (左記配点率の加算合計) (最大4/4)	配点
プラチナくるみん認定	2/4	4/4	1
プラチナえるぼし認定	2/4		
くるみん認定	1/4	~	
えるぼし認定	1/4	0/4	
ユースエール認定	1/4		

※外国企業は、内閣府にて実施されているWLB関連認定等相当確認手続が必要。

Ⅲ－2. 技術評価項目等

④週休2日化促進工事の認定実績に対する評価

概要・目的

- 工事の週休2日化を促進し、働き方改革の実現を目的とする働き方改革実行計画の推進を図る週休2日化促進工事について、工事成績評定通知と併せて、週休2日化促進工事認定通知を発行。
(2024年4月1日以降の公告工事からは発行しない)
- 阪神高速発注工事における認定工事に対して技術評価点の加点を実施。
(2024年4月1日以降の公告工事からは加点しない)
【評価対象】 4週8休、4週7休、4週6休 のいずれか認定実績
(過去2年度 かつ 最大2件までが対象)

企業の取組み

ISO認証取得 (ISO9001,ISO14001)	1点
安全管理マネジメントシステム 認定取得	1点
カーボンニュートラルに関する取組実績	1点
WLB関連認証取得	1点
週休2日化認定工事実績	1点

項目	配点率	配点
4週8休 2件	6/6	1
4週8休 1件 + 4週7休 1件	5/6	
4週7休 2件 又は 4週8休 1件 + 4週6休 1件	4/6	
4週8休 1件 又は 4週7休 1件 + 4週6休 1件	3/6	
4週6休 2件 又は 4週7休 1件	2/6	
4週6休 1件	1/6	

Ⅲ-2. 技術評価項目等

⑤ 担い手確保のための施策(若手技術者配置への加点)

入札・契約方式の概要及び目的

➤ 担い手確保を促すため、若手技術者の登用が進みやすい環境(評価基準)を下記CASEのとおり整備。

【CASE-1】配置予定技術者に代えて、専任補助者での評価基準を導入

【CASE-2】35歳以下の担当技術者を専任配置する場合、加点評価を実施

※ 申請時に若手技術者を確定できない場合は、誓約書の提出による対応が可能

現状



配置予定技術者

【評価対象】配置予定技術者の経験

工事 経験	同種／類似 工事	最大 3点
	発注機関	
	技術者経験(現代・監技／担当)	
成績 評定	成績評定点	最大 2点
	技術者経験(現代・監技／担当)	

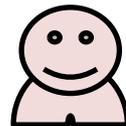
新たな追加評価基準

CASE-1

【評価対象】専任補助者の経験



配置予定技術者



専任補助者※

工事 経験	同種／類似 工事	最大 3点
	発注機関	
	技術者経験(現代・監技／担当)	
成績 評定	成績評定点	最大 2点
	技術者経験(現代・監技／担当)	

CASE-2

【評価対象】配置予定技術者の経験(現行どおり実施)



配置予定技術者



専任担当者(35歳以下)※

工事 経験	同種／類似 工事	最大 3点
	発注機関	
	技術者経験(現代・監技／担当)	
成績 評定	成績評定点	最大 2点
	技術者経験(現代・監技／担当)	

【加点対象】若手技術者の専任配置

加点	35歳以下の担当技術者を専任配置	1点
----	------------------	----

※ 配置予定技術者(監理技術者又は主任技術者)の兼任は不可

Ⅲ-2. 技術評価項目等

⑥技術的難度の高い工事指定及び当該受注実績の評価

入札・契約方式の概要

- 技術的難度の高い工事を「技術的難度の高い工事指定」し、今後発注される「**技術的難度の高い工事の受注実績評価対象工事**」において、他の競争参加者より優位となるよう配慮（技術評価点への加点を実施）

入札・契約方式の目的

- 高い技術力を有する企業を適切に評価することで、より品質の高い工事調達を図る
- 競争参加者増加と競争性の向上を図ることで、工事調達の確実性を高め、着実な事業進捗を図る

対象工事

下記の条件を満たす工事を対象に「技術的難度の高い工事指定」を行い、適用

- 特殊条件下の工事 又は 技術的難度が高い工事
- 下記のいずれかの入札・契約方式を適用する工事
 - ✓ 技術提案・交渉方式
 - ✓ 総合評価落札方式
(高度技術提案型 又は 標準型 相当)

加点方法(例)

- 技術提案書等の評価項目において、加点評価を行います。(右表参照)

		項目	評価内容	配点	
技術提案・技術的所見等	I	施工等に関する 技術的所見・技術提案	1 ○○に関する技術的所見・技術提案	工事毎に設定	
			2 △△に関する技術的所見・技術提案	工事毎に設定	
		上記項目に関する評価点(小計)			①上記小計
		共通的事項に関する 技術的所見・技術提案	3 □□に関する技術的所見・技術提案	工事毎に設定	
	4 ◇◇に関する技術的所見・技術提案		工事毎に設定		
	上記項目に関する評価点(小計)			②上記小計	
	II	コスト縮減	1 実現可能なコスト縮減提案	工事毎に設定	
			上記項目に関する評価点(小計)		
	III	技術的難度が高い工事 として認定された受注実績 (同一の工事種別)	1 受注実績(最大2件(2点))	2	
			上記項目に関する評価点(小計)		
技術提案書等に関する技術評価点 (技術評価点①+技術評価点②+技術評価点③+技術評価点④)				上記合計 (①+②+③+④)	

※対象期間については、事業計画と工事発注状況を考慮して設定
 ※受注実績1件につき1点加点(最大2件(2点)まで)

Ⅲ-2. 技術評価項目等

⑦共同研究等技術開発実績への加点評価

概要

- 当社との共同研究等に基づき開発した技術等を適用した工事発注において、**技術評価点で当該技術開発実績に対して加点評価を実施**

目的

- 当社と共同で開発し確立された技術による工事品質の向上
- インセンティブ付与による共同研究者の増加と技術開発の促進等

加点評価例

		項目	評価内容	配点	
技術提案・技術的所見	I	施工等に関する技術的所見・技術提案	1	〇〇に関する技術的所見・技術提案	工事毎に設定
			2	△△に関する技術的所見・技術提案	工事毎に設定
			上記項目に関する評価点(小計)		①上記小計
		共通的事項に関する技術的所見・技術提案	3	□□に関する技術的所見・技術提案	工事毎に設定
			4	◇◇に関する技術的所見・技術提案	工事毎に設定
			上記項目に関する評価点(小計)		②上記小計
	II	コスト縮減	1	実現可能なコスト縮減提案	工事毎に設定
			上記項目に関する評価点(小計)		③上記小計
	III	共同研究等技術開発実績	1	◎◎に関する共同研究等技術開発実績	工事毎に設定
			上記項目に関する評価点(小計)		④上記小計
技術提案書等に関する技術評価点 (技術評価点①+技術評価点②+技術評価点③+技術評価点④)				上記合計 (①+②+③+④)	

Ⅲ-2. 技術評価項目等

⑧海外インフラプロジェクト技術者認定制度の実績評価

海外での施工実績については、下記のとおり評価を実施する。

i) 国土交通省の海外インフラプロジェクト技術者認定制度において認定され、コリンズ登録された工事について、企業の施工実績として取り扱い、発注者区分は「国の機関、独立行政法人等の政府関係機関」と同等として扱う。

ii) 上記以外の海外での施工実績

企業の施工実績として取り扱い、発注者区分は「その他民間企業」と同等として扱う。

なお、施工実績となる工事の発注者は下記のいずれかであること。

- a) 日本以外の国又は地域に存する中央政府の機関又は地方政府の機関若しくは政府機関に準じる法人(BOT その他PPP 形式の事業における特定目的会社を含む。)※
 - b) 国際機関
 - c) 日本国政府又は日本の政府関係機関(独立行政法人又は政府系金融機関)
- ※a)については、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して、建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域とする。

【企業の施工実績(評価例)】

評価項目	評価基準	配点率	配点
施工実績	<同種工事・類似工事による区分>		3
	同種工事	1	
	類似工事	1/2	
	<発注機関による区分>		
	阪神高速道路株式会社・同グループ会社の工事	1	
	高速道路会社・同グループ会社、指定都市道路公社の工事 ※1	3/4	
	i) 国の機関、独立行政法人等の政府関係機関の工事 ※2, 3	3/4	
	都道府県、政令指定都市、関係機関の工事	2/4	
	市町村、関係機関の工事	1/4	
	公益民間企業(鉄道・空港・電気・ガス・通信)の工事 ※4	1/4	
ii) その他民間企業の工事	0		

Ⅲ-2. 技術評価項目等

⑨他機関表彰評価対象

➤ 企業の施工能力における他機関表彰評価対象について、安全管理、品質確保及び品質向上に寄与する表彰に加え、**リサイクルの推進・取組に対する表彰を追加**

企業・配置予定技術者の評価基準(例:簡易型通常タイプ)

評価指標<企業評価>			技術 評価点
企業の取組み	ISO9001及びISO14001の認証取得の有無	1点	13点
	労働安全衛生マネジメントシステム等の認証取得の有無	1点	
	カーボンニュートラルに関する取組実績	1点	
	WLB(ワークライフバランス)関係認定取得の有無	1点	
	週休2日化認定工事実績	1点	
企業の施工能力	阪神高速又は他の機関における同種・類似の施工実績	3点	
	施工実績として挙げた工事の工事成績評定点	2点	
	阪神高速の工事における過去2年度の表彰等	2点	
	他の機関の工事における過去2年度の表彰等	1点	
阪神高速における過去2年度及び当該年度における不正行為等			

評価項目	評価基準	配点率	配点
他の機関の工事等における過去2年度及び今年度の表彰等(最大2件)	表彰が2回	1	1
	表彰が1回	1/2	
	表彰なし	0	

評価対象

- ・安全管理
- ・品質確保・品質
- ・**リサイクルの推進・取組**

Ⅲ-2. 技術評価項目等

⑩カーボンニュートラルに関する取組実績に対する加点評価

概要・目的

- カーボンニュートラルの実現に向けて、環境対策への取組実績を評価

工事調達時

- 企業の施工能力評価においてカーボンニュートラルに関する取組実績を評価
- 評価対象は下記のとおり
【評価対象】 **SBT認定**
(企業が設定する温室効果ガス排出削減目標を認定機関が認めたもの)

工事完成時

- 実施工事において、燃費性能に優れた建設機械※1を用いた工事、またはカーボンニュートラルに資する取組※2を実施した場合は工事成績評定で加点評価

※1 燃費基準達成建設機械認定制度、低炭素型建設機械認定制度に適合するもの

※2 ICT施工導入(作業効率向上)に伴うCO2削減、低炭素工法・材料の活用 等

卷末資料

(総合評価落札方式における各評価基準詳細)

総合評価落札方式における各評価基準と評価点

《総合評価値算出式(加算方式)》

$$\begin{aligned} \text{総合評価値} &= \text{(A)技術評価点} + \text{(B)価格評価点} \\ &= \left(\begin{array}{l} \text{①技術提案書・技術的所見の評価} \\ \text{②企業・配置予定技術者の評価} \\ \text{③品質確保の実効性・施行体制確保の確実性} \end{array} \right) + \text{④入札価格の評価} \end{aligned}$$

(A)【技術評価点】

①技術提案書・技術的所見の評価

- ・各工事で設定(各工事の入札公告・説明書に記載)

②企業・配置予定技術者の評価

- ・各型・各タイプで設定<別紙-1>

③品質確保の実効性・施行体制確保の確実性

- ・入札価格に基づく評価点<別紙-2>

(B)【価格評価点】

④入札価格の評価

- ・入札価格に基づく評価点<別紙-2>

企業の取組み等に係る評価基準(通常タイプ)

<企業の取組み等に関する評価点の算出方法>

- ◆ 各評価項目の評定点の算出式：各評価項目の評定点 = 評価項目に対する配点 × 各評価基準(区分)に応じた配点率
 ○ 評価項目に対して、評価基準(区分)が複数ある場合は、各基準ごとに選定した配点率を乗じて算出
 (例：施工実績で国土交通省、類似工事の場合。3点 × 3/4 × 1/2 = 1.12点 ※小数点3位以下切り捨て)

評価項目		評価基準	配点率	配点	合計
企業の取組み	ISOの認証取得	ISO9001及びISO14001の認証を両方取得	1	1	13
		ISO9001及びISO14001の認証をどちらか一方取得	1/2		
		ISO9001及びISO14001の認証取得なし	0		
	労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得	労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001シリーズ、OHSAS18001シリーズ、コスモス(COHSMS))のいずれか又は複数を認証又は認定取得	1	1	
		厚生労働省安全衛生優良企業を認定取得	1/2		
		労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得なし	0		
	カーボンニュートラルに関する取組実績	SBT認定取得あり	1	1	
		SBT認定取得なし	0		
	WLB(ワークライフバランス)関係認定の取得	プラチナくるみんを認定取得	(配点率への加算 2/4)	左記加算の計(最大4/4)	
		くるみんを認定取得	(配点率への加算 1/4)		
		プラチナえるぼしを認定取得	(配点率への加算 2/4)		
		えるぼしを認定取得	(配点率への加算 1/4)		
		ユースエールを認定取得	(配点率への加算 1/4)		
WLB関係認定の取得なし		(配点率への加算 なし)			
週休2日工事の認定実績(1件目) ※1	4週8休の実績	(配点率への加算 3/6)	左記加算の計		
	4週7休の実績	(配点率への加算 2/6)			
	4週6休の実績	(配点率への加算 1/6)			
	認定なし	(配点率への加算 なし)			
週休2日工事の認定実績(2件目) ※1	4週8休の実績	(配点率への加算 3/6)	左記加算の計		
	4週7休の実績	(配点率への加算 2/6)			
	4週6休の実績	(配点率への加算 1/6)			
	認定なし	(配点率への加算 なし)			
企業の施工能力	施工実績	<同種工事・類似工事による区分>		3	
		同種工事	1		
		類似工事	1/2		
		<発注機関による区分>			
		阪神高速道路株式会社・同グループ会社の工事	1		
		高速道路会社・同グループ会社、指定都市道路公社の工事 ※2	3/4		
		国の機関、独立行政法人等の政府関係機関の工事 ※3、4	3/4		
		都道府県、政令指定都市、関係機関の工事	2/4		
		市町村、関係機関の工事	1/4		
		公益民間企業(鉄道・空港・電気・ガス・通信)の工事 ※5	1/4		
その他民間企業の工事	0				
施工実績の工事成績評定点	<工事成績評定点による区分>		2		
	工事成績評定点が80点以上	1			
	工事成績評定点が75点以上80点未満	2/3			
	工事成績評定点が70点以上75点未満	1/3			
	工事成績評定点が70点未満、又は工事成績評定点なし	0			
阪神高速の工事における過去2年度及び今年度の表彰等	表彰が2件(社長表彰2件)	1	2		
	表彰が2件(社長表彰1件+工事安全管理委員長表彰1件)	3/4			
	表彰が2件(工事安全管理委員長表彰2件)	2/4			
	表彰が1件(社長表彰1件)	2/4			
	表彰が1件(工事安全管理委員長表彰1件)	1/4			
表彰なし	0				
他の機関の工事における過去2年度及び今年度の表彰等 ※6	表彰が2回	1	1		
	表彰が1回	1/2			
	表彰なし	0			
不正行為等(減点) ※7	競争参加停止期間が6か月を超える場合	▲3点	減点		
	競争参加停止期間が3か月を超え～6か月以下の場合	▲2点			
	競争参加停止期間が3か月以下の場合	▲1点			
	文書警告の場合	▲0.5点			

評価項目		評価基準	配点率	配点	合計
(配置予定技術者) ※ 1 0	工事経験	<同種工事・類似工事による区分>			3
		同種工事	1		
		類似工事	1/2		
		<発注機関による区分>			
		阪神高速道路株式会社・同グループ会社の工事	1		
		高速道路会社・同グループ会社、指定都市道路公社の工事 ※2	3/4		
		国の機関、独立行政法人等の政府関係機関の工事 ※3、4	3/4		
		都道府県、政令指定都市、関係機関の工事	2/4		
		市町村、関係機関の工事	1/4		
		公益民間企業(鉄道・空港・電気・ガス・通信)の工事 ※5	1/4		
	その他民間企業の工事	0			
	<役職による区分>				
	現場代理人、監理技術者、主任技術者としての経験	1			
	担当技術者としての経験	1/2			
	工事経験の工事成績評定点	<工事成績評定点による区分>			2
		工事成績評定点が80点以上	1		
		工事成績評定点が75点以上80点未満	2/3		
		工事成績評定点が70点以上75点未満	1/3		
		工事成績評定点が70点未満、又は工事成績評定点なし	0		
		<役職による区分>			
現場代理人、監理技術者、主任技術者としての経験	1				
担当技術者としての経験	1/2				
配置予定技術者の保有資格	競争参加資格要件の資格を複数保有、又は上位資格を保有 ※8		1	1	
	競争参加資格要件以外に、当該工種に有用な資格を保有 ※9		1/2		
	競争参加資格要件を満足		0		
担当技術者(35歳以下)の専任配置	担当技術者(35歳以下)の専任配置あり		1	1	
	担当技術者(35歳以下)の専任配置なし		0		

※1 2024年4月1日以降の公告工事の実績に関しては加算無し

※2 指定都市道路公社:名古屋高速道路公社、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路公社

※3 国の機関:行政機関(各府省庁)、国会、裁判所、会計検査院(コリンズ登録・検索メニューの『国の機関』ではない)

※4 独立行政法人等:独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、政府関係機関

※5 コリンズ登録の対象となっている公共公益施設の整備に関する事業を営む民間企業(法人)

※6 ・阪神高速のグループ会社、高速道路会社、指定都市道路公社、国の機関、独立行政法人等の政府関係機関の発注する公共工事で、工事の安全管理、品質確保及び品質向上に寄与するものとし、当該機関の長例(所長等は除く)からの表彰とします(例:国土交通省の各地方整備局長、NEXCO東・中・西の各社の各支社長表彰などが対象)。その他、厚生労働大臣及び各労働基準局長からの優良表彰も対象となります。
・国の機関、政府関係機関が主催・後援する協議会等がリサイクルの推進・取組に対して実施するものとし、各協議会会長等の当該機関の長からの工事に関する表彰とします。

※7 不正行為等(減点項目)が複数回ある場合は、項目ごとに累計します。

※8 複数保有とは、工事公告の説明書に記載している競争参加資格要件の両方の資格を有している場合。(資格要件が複数設定の場合)

※9 当該工種に有用な資格とは、工事公告の説明書に記載している資格を対象としており、記載していない資格は、対象としません。(有用な資格が設定の場合)

※10 配置予定技術者に加え、専任補助者を配置する場合、配置予定技術者に代えて、専任補助者で技術評価を行います。

ただし、申請資料に不備等があり、技術評価ができない場合、配置予定技術者を技術評価対象者として取り扱います。

注) 上記は標準例のため、対象工事の評価基準及び配点については、当該工事の説明書を参照のこと。

企業の取組み等に係る評価基準(施工能力確認型・通常タイプ)

<企業の取組み等に関する評価点の算出方法>

- ◆ 各評価項目の評定点の算出式：各評価項目の評定点 = 評価項目に対する配点 × 各評価基準(区分)に応じた配点率
- 評価項目に対して、評価基準(区分)が複数ある場合は、各基準ごとに選定した配点率を乗じて算出
(例：施工実績で国土交通省、類似工事の場合。3点×3/4×1/2=1.12点 ※小数点3位以下切り捨て)

評価項目		評価基準	配点率	配点	合計
企業の取組み	ISOの認証取得	ISO9001及びISO14001の認証を両方取得	1	1	13
		ISO9001及びISO14001の認証をどちらか一方取得	1/2		
		ISO9001及びISO14001の認証取得なし	0		
	労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得	労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001シリーズ、OHSAS18001シリーズ、コスモス(COHSMS))のいずれか又は複数認証又は認定取得	1	1	
		厚生労働省安全衛生優良企業を認定取得	1/2		
		労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得なし	0		
	カーボンニュートラルに関する取組実績	SBT認定取得あり	1	1	
		SBT認定取得なし	0		
	WLB(ワークライフバランス)関係認定の取得	プラチナくるみんを認定取得	(配点率への加算 2/4)	左記加算の計(最大4/4)	
		くるみんを認定取得	(配点率への加算 1/4)		
		プラチナえるぼしを認定取得	(配点率への加算 2/4)		
		えるぼしを認定取得	(配点率への加算 1/4)		
		ユースエールを認定取得	(配点率への加算 1/4)		
		WLB関係認定の取得なし	(配点率への加算 なし)		
	週休2日工事の認定実績(1件目) ※1	4週8休の実績	(配点率への加算 3/6)	左記加算の計	
		4週7休の実績	(配点率への加算 2/6)		
4週6休の実績		(配点率への加算 1/6)			
認定なし		(配点率への加算 なし)			
週休2日工事の認定実績(2件目) ※1	4週8休の実績	(配点率への加算 3/6)	左記加算の計		
	4週7休の実績	(配点率への加算 2/6)			
	4週6休の実績	(配点率への加算 1/6)			
	認定なし	(配点率への加算 なし)			
企業の施工能力	施工実績	<同種工事・類似工事による区分>		3	
		同種工事	1		
		類似工事	1/2		
		<発注機関による区分>			
		阪神高速道路株式会社・同グループ会社の工事	1		
		高速道路会社・同グループ会社、指定都市道路公社の工事 ※2	3/4		
		国の機関、独立行政法人等の政府関係機関の工事 ※3、4	3/4		
		都道府県、政令指定都市、関係機関の工事	2/4		
		市町村、関係機関の工事	1/4		
		公益民間企業(鉄道・空港・電気・ガス・通信)の工事 ※5	1/4		
		その他民間企業の工事	0		
施工実績の工事成績評定点	<工事成績評定点による区分>		2		
	工事成績評定点が80点以上	1			
	工事成績評定点が75点以上80点未満	2/3			
	工事成績評定点が70点以上75点未満	1/3			
	工事成績評定点が70点未満、又は工事成績評定点なし	0			
阪神高速の工事における過去2年度及び今年度の表彰等	表彰が2件(社長表彰2件)	1	2		
	表彰が2件(社長表彰1件+工事安全管理委員長表彰1件)	3/4			
	表彰が2件(工事安全管理委員長表彰2件)	2/4			
	表彰が1件(社長表彰1件)	2/4			
	表彰が1件(工事安全管理委員長表彰1件)	1/4			
	表彰なし	0			
他の機関の工事における過去2年度及び今年度の表彰等 ※6	表彰が2回	1	1		
	表彰が1回	1/2			
	表彰なし	0			
不正行為等(減点) ※7	競争参加停止期間が6か月を超える場合	▲3点	減点		
	競争参加停止期間が3か月を超え~6か月以下の場合	▲2点			
	競争参加停止期間が3か月以下の場合	▲1点			
	文書警告の場合	▲0.5点			

評価項目		評価基準	配点率	配点	合計
(配置予定技術者の能力 ※1)	工事経験	<同種工事・類似工事による区分>			3
		同種工事	1		
		類似工事	1/2		
		<発注機関による区分>			
		阪神高速道路株式会社・同グループ会社の工事	1		
		高速道路会社・同グループ会社、指定都市道路公社の工事 ※2	3/4		
		国の機関、独立行政法人等の政府関係機関の工事 ※3、4	3/4		
		都道府県、政令指定都市、関係機関の工事	2/4		
		市町村、関係機関の工事	1/4		
		公益民間企業(鉄道・空港・電気・ガス・通信)の工事 ※5	1/4		
	その他民間企業の工事	0			
	工事経験の工事成績評定	<同種工事・類似工事による区分>			2
		同種工事	1		
		類似工事	1/2		
		<役職による区分>			
		現場代理人、監理技術者、主任技術者としての経験	1		
		担当技術者としての経験	1/2		
		<工事成績評定点による区分>			
		工事成績評定点が80点以上	1		
		工事成績評定点が75点以上80点未満	2/3		
工事成績評定点が70点以上75点未満		1/3			
工事成績評定点が70点未満、又は工事成績評定点なし	0				
配置予定技術者の保有資格	<役職による区分>			1	
	現場代理人、監理技術者、主任技術者としての経験	1			
	担当技術者としての経験	1/2			
担当技術者(35歳以下)の専任配置	競争参加資格要件の資格を複数保有、又は上位資格を保有 ※8	1		1	
	競争参加資格要件以外に、当該工種に有用な資格を保有 ※9	1/2			
	競争参加資格要件を満足	0			
	担当技術者(35歳以下)の専任配置あり	1		1	
	担当技術者(35歳以下)の専任配置なし	0			

評価項目		評価基準	配点率	配点	合計
競争参加資格以外(1件目)に求める企業の施工能力	競争参加資格以外に求める施工実績 ※10	<同種工事・類似工事による区分>			2
		同種工事	1		
		類似工事	1/2		
		<発注機関による区分>			
		阪神高速道路株式会社・同グループ会社の工事	1		
		高速道路会社・同グループ会社、指定都市道路公社の工事 ※2	1		
		国の機関、独立行政法人等の政府関係機関の工事 ※3、4	1		
		都道府県、政令指定都市、関係機関の工事	1/2		
		市町村、関係機関の工事	1/2		
		公益民間企業(鉄道・空港・電気・ガス・通信)の工事 ※5	1/2		
その他民間企業の工事	0				
競争参加資格以外に求める施工実績の工事成績評定 ※10	<工事成績評定点による区分>			1	
	工事成績評定点が80点以上	1			
	工事成績評定点が75点以上80点未満	2/3			
	工事成績評定点が70点以上75点未満	1/3			
	工事成績評定点が70点未満、又は工事成績評定点なし	0			

評価項目		評価基準	配点率	配点	合計
競争参加資格以外(2件目)に求める企業の施工能力	競争参加資格以外に求める施工実績 ※10	<同種工事・類似工事による区分>			1.5
		同種工事	1		
		類似工事	1/2		
		<発注機関による区分>			
		阪神高速道路株式会社・同グループ会社の工事	1		
		高速道路会社・同グループ会社、指定都市道路公社の工事 ※2	1		
		国の機関、独立行政法人等の政府関係機関の工事 ※3、4	1		
		都道府県、政令指定都市、関係機関の工事	1/2		
		市町村、関係機関の工事	1/2		
		公益民間企業(鉄道・空港・電気・ガス・通信)の工事 ※5	1/2		
その他民間企業の工事	0				
競争参加資格以外に求める施工実績の工事成績評定 ※10	<工事成績評定点による区分>			0.5	
	工事成績評定点が80点以上	1			
	工事成績評定点が75点以上80点未満	2/3			
	工事成績評定点が70点以上75点未満	1/3			
	工事成績評定点が70点未満、又は工事成績評定点なし	0			

※1 2024年4月1日以降の公告工事の実績に関しては加点無し

※2 指定都市道路公社：名古屋高速道路公社、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路公社

※3 国の機関：行政機関(各府省庁)、国会、裁判所、会計検査院 (コリンズ登録・検索メニューの「国の機関」ではない)

※4 独立行政法人等：独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、政府関係機関

※5 コリンズ登録の対象となっている公共公益施設の整備に関する事業を営む民間企業(法人)

※6 阪神高速のグループ会社、高速道路会社、指定都市道路公社、国の機関、独立行政法人等の政府関係機関の発注する公共工事で、工事の安全管理、品質確保及び品質向上に寄与するものとし、当該機関の長例(所長等は除く)からの表彰とします(例：国土交通省の各地方整備局長、NEXCO東・中・西の各社の各支社長表彰などが対象)。その他、厚生労働大臣及び各労働基準局長からの優良表彰も対象となります。

※7 不正行為等(減点項目)が複数ある場合は、項目ごとに累計します。

※8 複数保有とは、工事公告の説明書に記載している競争参加資格要件の両方の資格を有している場合。(資格要件が複数設定の場合)

※9 当該工種に有用な資格とは、工事公告の説明書に記載している資格を対象としており、記載していない資格は、対象としません。(有用な資格が設定の場合)

※10 競争参加資格以外に求める企業の施工実績について提出できる件数は2件までとし、2件目の配点は1件目の1/2とします。

※11 配置予定技術者に加え、専任補助者を配置する場合、配置予定技術者に代えて、専任補助者で技術評価を行います。

ただし、申請資料に不備等があり、技術評価ができない場合、配置予定技術者を技術評価対象者として取り扱います。

注) 上記は標準例のため、対象工事の評価基準及び配点については、当該工事の説明書を参照のこと。

企業の取組み等に係る評価基準(工場製作タイプ)

＜企業の取組み等に関する評価点の算出方法＞

◆ 各評価項目の評定点の算出式：各評価項目の評価点 = 評価項目に対する配点 × 各評価基準(区分)に応じた配点率

○ 評価項目に対して、評価基準(区分)が複数ある場合は、各基準ごとに選定した配点率を乗じて算出

(例：施工実績で国土交通省、類似工事の場合。3点 × 3/4 × 1/2 = 1.12点 ※小数点3位以下切り捨て)

評価項目		評価基準	配点率	配点	合計
企業の取組み	ISOの認証取得	ISO9001及びISO14001の認証を両方取得	1	1	
		ISO9001及びISO14001の認証をどちらか一方取得	1/2		
		ISO9001及びISO14001の認証取得なし	0		
	労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得	労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001シリーズ、OHSAS18001シリーズ、コスモス(COHSMS))のいずれか又は複数認証又は認定取得	1	1	
		厚生労働省安全衛生優良企業を認定取得	1/2		
		労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得なし	0		
	カーボンニュートラルに関する取組実績	SBT認定取得あり	1	1	
		SBT認定取得なし	0		
	WLB(ワークライフバランス)関係認定の取得	ブラチナくるみんを認定取得	(配点率への加算 2/4)	左記加算の計(最大 4/4)	
		くるみんを認定取得	(配点率への加算 1/4)		
		ブラチナえるほしを認定取得	(配点率への加算 2/4)		
		えるほしを認定取得	(配点率への加算 1/4)		
ユースエールを認定取得		(配点率への加算 1/4)			
WLB関係認定の取得なし		(配点率への加算 なし)			
週休2日工事の認定実績(1件目) ※1	4週8休の実績	(配点率への加算 3/6)	左記加算の計		
	4週7休の実績	(配点率への加算 2/6)			
	4週6休の実績	(配点率への加算 1/6)			
	認定なし	(配点率への加算 なし)			
週休2日工事の認定実績(2件目) ※1	4週8休の実績	(配点率への加算 3/6)	左記加算の計		
	4週7休の実績	(配点率への加算 2/6)			
	4週6休の実績	(配点率への加算 1/6)			
	認定なし	(配点率への加算 なし)			
企業の施工能力	施工実績	＜同種工事・類似工事による区分＞		3	
		同種工事	1		
		類似工事	1/2		
		＜発注機関による区分＞			
		阪神高速道路株式会社・同グループ会社の工事	1		
		高速道路会社・同グループ会社、指定都市道路公社の工事 ※2	3/4		
		国の機関、独立行政法人等の政府関係機関の工事 ※3, 4	3/4		
		都道府県、政令指定都市、関係機関の工事	2/4		
		市町村、関係機関の工事	1/4		
		公益民間企業(鉄道・空港・電気・ガス・通信)の工事 ※5	1/4		
	その他民間企業の工事	0			
施工実績の工事成績評定点	＜工事成績評定点による区分＞		2		
	工事成績評定点が80点以上	1			
	工事成績評定点が75点以上80点未満	2/3			
	工事成績評定点が70点以上75点未満	1/3			
阪神高速の工事における過去2年度及び今年度の表彰等	工事成績評定点が70点未満、又は工事成績評定点なし	0	2		
	表彰が2件(社長表彰2件)	1			
	表彰が2件(社長表彰1件+工事安全管理委員長表彰1件)	3/4			
	表彰が2件(工事安全管理委員長表彰2件)	2/4			
	表彰が1件(社長表彰1件)	2/4			
	表彰が1件(工事安全管理委員長表彰1件)	1/4			
他の機関の工事における過去2年度及び今年度の表彰等 ※6	表彰なし	0	1		
	表彰が2回	1			
	表彰が1回	1/2			
不正行為等(減点) ※7	競争参加停止期間が6か月を超える場合	▲3点	減点		
	競争参加停止期間が3か月を超え～6か月以下の場合	▲2点			
	競争参加停止期間が3か月以下の場合	▲1点			
	文書警告の場合	▲0.5点			

※1 2024年4月1日以降の公告工事の実績に関しては加算無し

※2 指定都市道路公社：名古屋高速道路公社、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路公社

※3 国の機関：行政機関(各府省庁)、国会、裁判所、会計検査院(コリンズ登録・検索メニューの『国の機関』ではない)

※4 独立行政法人等：独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、政府関係機関

※5 コリンズ登録の対象となっている公共公益施設の整備に関する事業を営む民間企業(法人)

※6 阪神高速のグループ会社、高速道路会社、指定都市道路公社、国の機関、独立行政法人等の政府関係機関の発注する公共工事で、工事の安全管理、品質確保及び品質向上に寄与するものとし、当該機関の長例(所長等は除く)からの表彰とします(例：国土交通省の各地方整備局長、NEXCO東・中・西の各社の各支社長表彰などが対象)。その他、厚生労働大臣及び各労働基準局長からの優良表彰も対象となります。

・国の機関、政府関係機関が主催・後援する協議会等がリサイクルの推進・取組に対して実施するものとし、各協議会会長等の当該機関の長からの工事に関する表彰とします。

※7 不正行為等(減点項目)が複数回ある場合は、項目ごとに累計します。

注) 上記は標準例のため、対象工事の評価基準及び配点については、当該工事の説明書を参照のこと。

企業の取組み等に係る評価基準(建築タイプ)

<企業の取組み等に関する評価点の算出方法>

- ◆各評価項目の評定点の算出式：各評価項目の評定点 = 評価項目に対する配点 × 各評価基準(区分)に応じた配点率
- 評価項目に対して、評価基準(区分)が複数ある場合は、各基準ごとに選定した配点率を乗じて算出
(例：同種性が認められる工事で、担当技術者での実績の場合。5点 × 1/5 × 1/2 = 0.50点)

評価項目		評価基準		配点率	配点	合計
企業の取組み	ISOの認証取得	ISO9001及びISO14001の認証を両方取得		1	1	13
		ISO9001及びISO14001の認証をどちらか一方取得		1/2		
		ISO9001及びISO14001の認証取得なし		0		
	労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得	労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001シリーズ、OHSAS18001シリーズ、コスモス(COHSMS))のいずれか又は複数認証又は認定取得		1	1	
		厚生労働省安全衛生優良企業を認定取得		1/2		
		労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得なし		0		
	カーボンニュートラルに関する取組実績	SBT認定取得あり		1	1	
		SBT認定取得なし		0		
	WLB(ワークライフバランス)関係認定の取得	プラチナくるみんを認定取得	(配点率への加算 2/4)	左記加算の計(最大 4/4)	1	
		くるみんを認定取得	(配点率への加算 1/4)			
		プラチナえるぼしを認定取得	(配点率への加算 2/4)			
		えるぼしを認定取得	(配点率への加算 1/4)			
ユースエールを認定取得		(配点率への加算 1/4)				
WLB関係認定の取得なし		(配点率への加算 なし)				
週休2日工事の認定実績(1件目) ※1	4週8休の実績	(配点率への加算 3/6)	左記加算の計	1		
	4週7休の実績	(配点率への加算 2/6)				
	4週6休の実績	(配点率への加算 1/6)				
	認定なし	(配点率への加算 なし)				
週休2日工事の認定実績(2件目) ※1	4週8休の実績	(配点率への加算 3/6)	左記加算の計	1		
	4週7休の実績	(配点率への加算 2/6)				
	4週6休の実績	(配点率への加算 1/6)				
	認定なし	(配点率への加算 なし)				
企業の施工能力	施工実績 ※2	競争参加資格の確認の際に提出のあった工事実績の工事量を施工能力として右記の条件により評価を行う。	より同種性の高い工事	〇〇造の建築物において、△△による××した工事	1	5
		同種性の高い工事	〇〇造の建築物において、××した工事	3/5		
		同種性が認められる工事	〇〇造の建築物において、□□した工事	1/5		
	阪神高速の工事における過去2年度及び今年度の表彰等	表彰が2件(社長表彰2件)		1	2	
		表彰が2件(社長表彰1件+工事安全管理委員長表彰1件)		3/4		
		表彰が2件(工事安全管理委員長表彰2件)		2/4		
		表彰が1件(社長表彰1件)		2/4		
		表彰が1件(工事安全管理委員長表彰1件)		1/4		
	他の機関の工事における過去2年度及び今年度の表彰等 ※3	表彰なし		0	1	
		表彰が2回		1		
表彰が1回		1/2				
不正行為等(減点) ※4	競争参加停止期間が6か月を超える場合		▲3点	減点		
	競争参加停止期間が3か月を超え～6か月以下の場合		▲2点			
	競争参加停止期間が3か月以下の場合		▲1点			
	文書警告の場合		▲0.5点			

評価項目		評価基準		配点率	配点	合計
(専任補助者) ※7	工事経験 ※2	競争参加資格の確認の際に提出のあった工事実績の工事量を施工能力として右記の条件により評価を行う。	より同種性の高い工事	〇〇造の建築物において、△△による××した工事	1	5
		同種性の高い工事	〇〇造の建築物において、××した工事	3/5		
		同種性が認められる工事	〇〇造の建築物において、□□した工事	1/5		
	<役職による区分>					7
	現場代理人、監理技術者、主任技術者としての経験			1		
	担当技術者としての経験			1/2		
	配置予定技術者の保有資格	競争参加資格要件の資格を複数保有、又は上位資格を保有 ※5		1	1	
競争参加資格要件以外に、当該工種に有用な資格を保有 ※6		1/2				
競争参加資格要件を満足		0				
担当技術者(35歳以下)の専任配置	担当技術者(35歳以下)の専任配置あり		1	1		
	担当技術者(35歳以下)の専任配置なし		0			

※1 2024年4月1日以降の公告工事の実績に関しては加算無し

※2 工事毎に設定

※3 阪神高速のグループ会社、高速道路会社、指定都市道路公社、国の機関、独立行政法人等の政府関係機関の発注する公共工事で、工事の安全管理、品質確保及び品質向上に寄与するものとし、当該機関の長例(所長等は除く)からの表彰とします(例：国土交通省の各地方整備局長、NEXCO東・中・西の各社の各支社長表彰などが対象)。その他、厚生労働大臣及び各労働基準局長からの優良表彰も対象となります。
・国の機関、政府関係機関が主催・後援する協議会等がサイクルの推進・取組に対して実施するものとし、各協議会会長等の当該機関の長からの工事に関する表彰とします。

※4 不正行為等(減点項目)が複数ある場合は、項目ごとに累計します。

※5 複数保有とは、工事公告の説明書に記載している競争参加資格要件の両方の資格を有している場合。(資格要件が複数設定の場合)

※6 当該工種に有用な資格とは、工事公告の説明書に記載している資格を対象としており、記載していない資格は、対象としません。(有用な資格が設定の)

※7 配置予定技術者に加え、専任補助者を配置する場合、配置予定技術者に代えて、専任補助者で技術評価を行います。

ただし、申請資料に不備等があり、技術評価ができない場合、配置予定技術者を技術評価対象者として取り扱います。

注) 上記は標準例のため、対象工事の評価基準及び配点については、当該工事の説明書を参照のこと。

1. 価格評価点

《調査基準価格 < 入札価格 ≤ 契約制限価格》

$$Y_K = \beta \times (100 - \chi)$$

《(調査基準価格－コスト縮減額) < 入札価格 ≤ 調査基準価格》

$$Y_K = \beta \times (100 - \chi_{CK})$$

《(特別重点調査価格－コスト縮減額) < 入札価格 ≤ (調査基準価格－コスト縮減額)》

$$Y_K = \beta \times \left\{ \frac{(100 - \chi_{CK})}{(\chi_{CK} - \chi_{TJ})} \times \chi - \frac{(100 - \chi_{CK})}{(\chi_{CK} - \chi_{TJ})} \times (\chi_{TJ} - KS) \right\}$$

《入札価格 ≤ (特別重点調査価格－コスト縮減額)》

$$Y_K = 0$$

※ Y_K : 価格評価点

χ : 入札率(%) (入札価格/契約制限価格 × 100)

χ_{CK} : 調査基準価格率(%) (調査基準価格/契約制限価格 × 100)

χ_{TJ} : 特別重点調査価格率(%) (特別重点調査価格/契約制限価格 × 100)

KS : コスト縮減額率(%) (認められたコスト縮減額/契約制限価格 × 100)

β : 価格評価点割合

2. 品質確保体制点

《調査基準価格 < 入札価格 ≤ 契約制限価格》

$$Y_H = 30$$

《(調査基準価格－コスト縮減額) < 入札価格 ≤ 調査基準価格》

$$Y_H = 30$$

《(特別重点調査価格－コスト縮減額) < 入札価格 ≤ (調査基準価格－コスト縮減額)》

$$Y_H = \frac{30}{(\chi_{CK} - \chi_{TJ})} \times \chi - \frac{30}{(\chi_{CK} - \chi_{TJ})} \times (\chi_{TJ} - KS)$$

《入札価格 ≤ (特別重点調査価格－コスト縮減額)》

$$Y_H = 0$$

※ Y_H : 品質確保体制点

χ : 入札率(%) (入札価格/契約制限価格 × 100)

χ_{CK} : 調査基準価格率(%) (調査基準価格/契約制限価格 × 100)

χ_{TJ} : 特別重点調査価格率(%) (特別重点調査価格/契約制限価格 × 100)

KS : コスト縮減額率(%) (認められたコスト縮減額/契約制限価格 × 100)

※品質確保体制点(30点)の内訳は、品質確保の実効性として15点、施工体制確保の確実性として15点

※工事により価格評価点割合が変わることがあります。

※コスト縮減提案を求めている場合には、コスト縮減額については考慮しません。